

資料 1

恩納村エコツーリズム推進協議会
第 3 回検討委員会
次第

日時：令和 8 年 2 月 19 日（木）14：00～16：00

形式：オンライン形式

1. 開会
2. 第 2 回検討委員会振り返り
3. 先進地視察報告
4. アンケート調査（中間報告）
5. 次年度取組み内容について
6. 意見交換（各委員からの助言等）
7. 閉会

【配布資料】

資料 1：次第

資料 2：第 2 回検討委員会振り返り

資料 3：西表島における観光管理の取組みについて

資料 4：西表財団について

資料 5：恩納村エコツーリズム推進協議会（WEB アンケート_中間報告）

資料 6：次年度取組み内容について

参考資料 1：Zoom 設定

参考資料 2：竹富町自然観光課ヒアリング報告

参考資料 3：西表財団事務局ヒアリング報告

参考資料 4：ばいしいず代表者ヒアリング報告

第 2 回検討委員会 振り返り

第2回検討委員会 議題

1. 開会
2. 第1回検討委員会振り返り
3. 観光利用実態調査進捗及び調査結果（中間報告）について
4. アンケート調査について
5. 意見交換（各委員からの助言等）
6. 今後の取組みについて
7. 閉会

第2回検討委員会 主な意見

3, 観光利用実態調査進捗及び調査結果（中間報告）について

- ・文化背景によってマナー、ルールの考え方が変わってくるため、国別の問題行動党について整理することも必要となる。
 - ・環境負荷について、踏圧被害のデータなどを示す必要がある。（自然の被害との区別）
- ※詳細は議事録参照

4, アンケート調査について

- ・観光事業者だけでなく地域住民への理解という意味では重要なアンケートになる
 - ・環境税ではなく協力金という書き方へ変更したほうがよい
 - ・事業者の損害賠償保険についての質問を追加
 - ・観光客に対する年収の設問を、1回あたりの旅行で使用する金額に変更
 - ・恩納村へのリピートについて、アクティビティの参加回数の設問を追加する
- ※議事録参照

第2回検討委員会 主な意見

4, 意見交換（主な意見等を抜粋）

- ・ 真栄田岬を規制した場合、周りに影響が及ぶ可能性について想定した対応が必要
 - ・ 特定自然観光資源の考え方に当てはまらない問題もあるため、交通渋滞や施設利用の在り方など、個別の対応策が求められる
 - ・ 「海岸管理条例」等の既存の仕組みや制度との組み合わせによる枠組みも考慮すべき
- ※詳細は議事録参照



西表島における観光管理の取組みについて



竹富町の概要



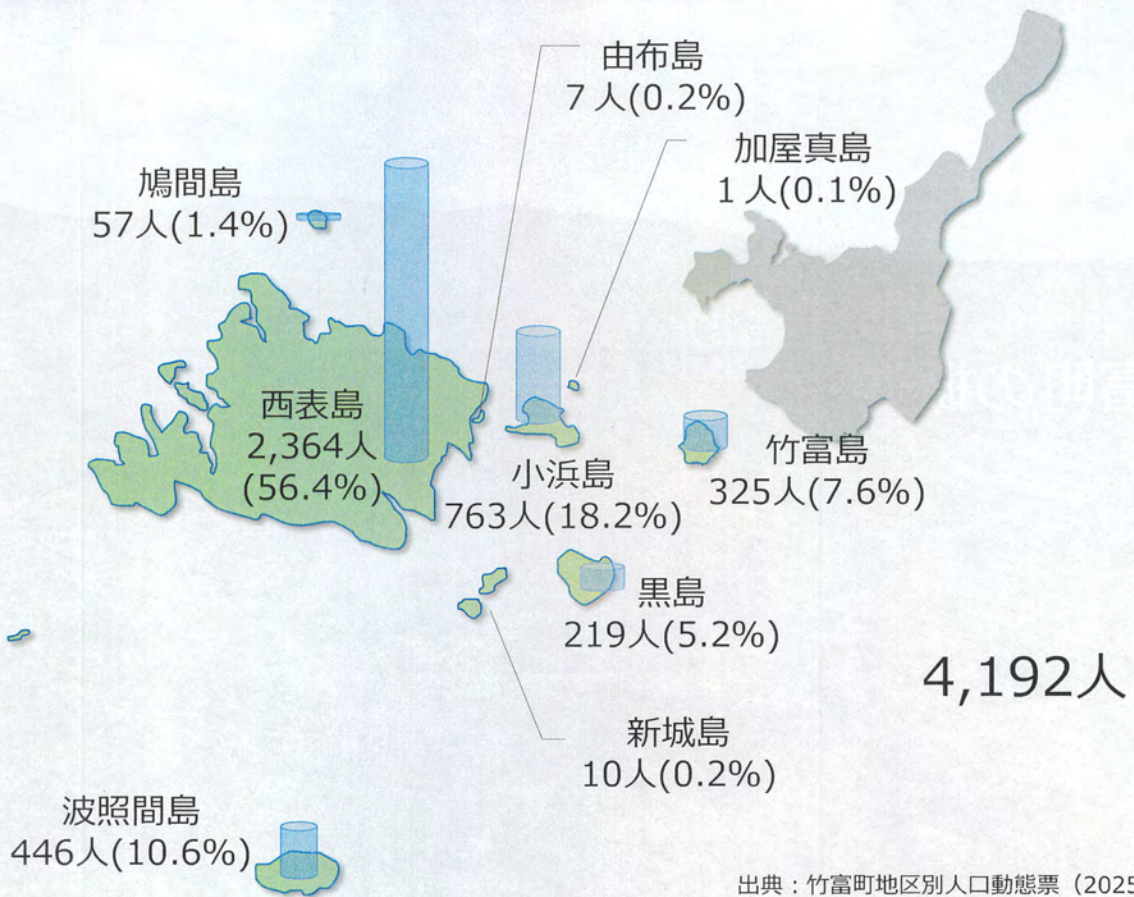
竹富町の概要 ~行政機能の配置~



- 本庁舎
- 出張所
- 航路

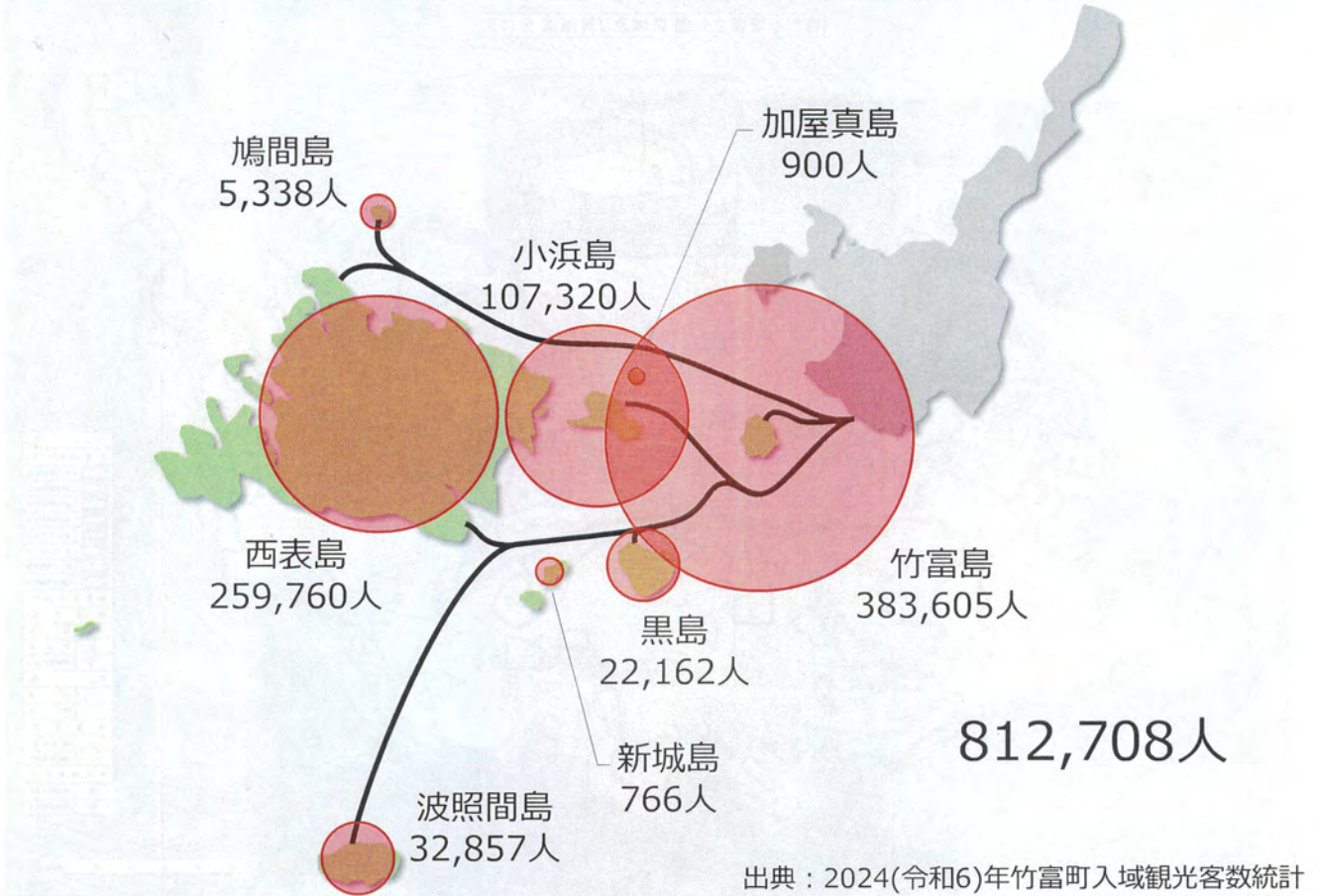


竹富町の概要 ~人口~

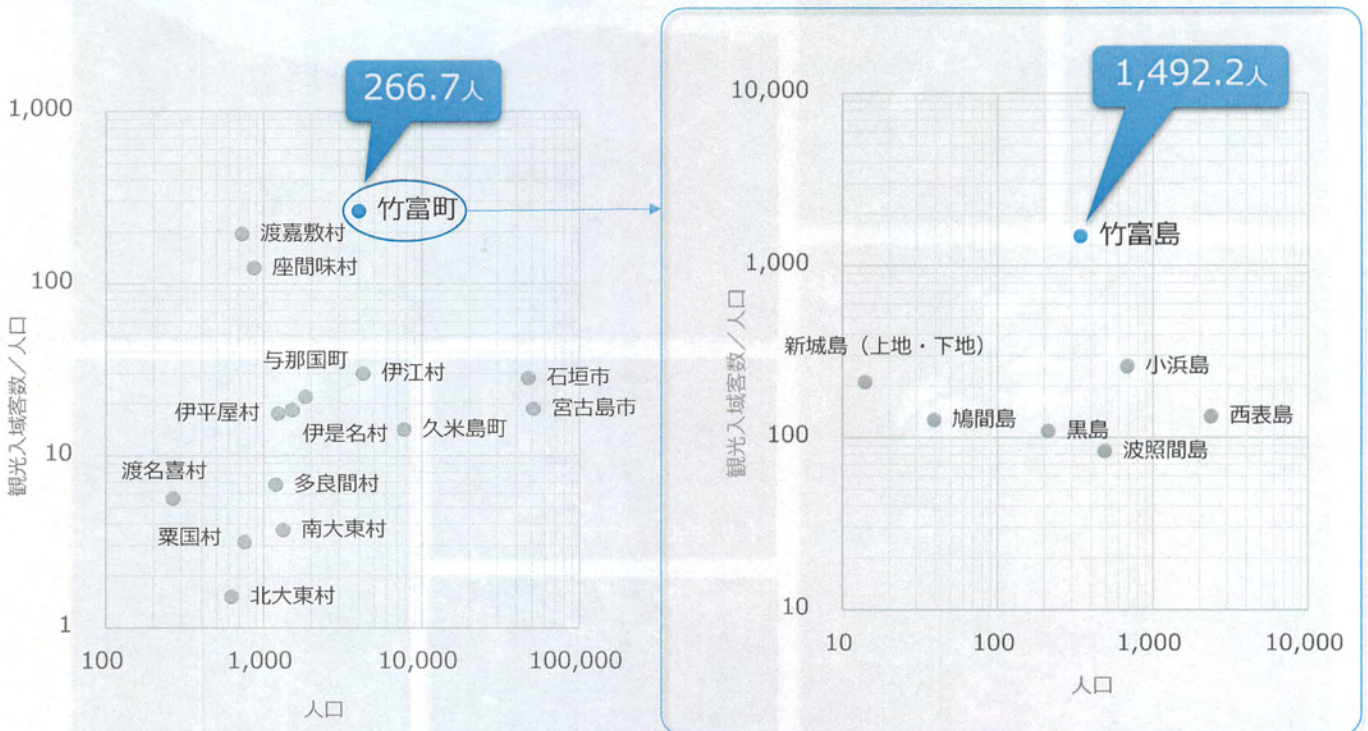


出典：竹富町地区別人口動態票（2025年9月末）

竹富町の概要 ～入域観光客数～



竹富町の概要 ～人口あたり観光客数～



沖縄県内の主な離島市町村における人口と人口あたりの観光客数

竹富町内の各島における人口と人口あたりの観光客数

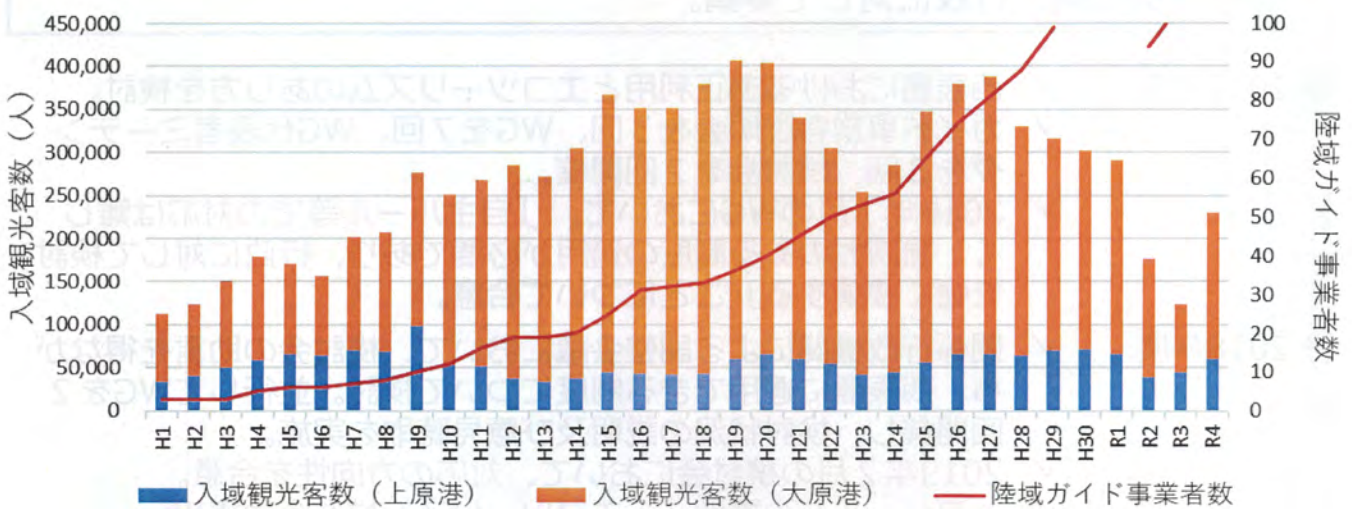


観光管理の取組みの背景と枠組み

西表島における自然体験型観光の現状



- ・自然体験型の観光を目的として、西表島を訪れる観光客の割合は、増加傾向にある。



※入域観光客数は竹富町観光統計より。陸域ガイド事業者数は環境省報告書（～H26）、西表島エコツーリズム協会調査（H27～29）、竹富町観光業内人条例による報告（R2～3）より

図 西表島の年間入域観光客数及び陸域ガイド事業者数の推移

西表島における自然体験型観光の課題



- ・ 自然体験型観光の増加に伴って、課題も顕在化。
- ・ 利用フィールドに関する課題とガイド事業者に関する課題に大別。

【利用フィールドに関する課題】

- ✓ 利用フィールドの無秩序な拡散・拡大
- ✓ 利用圧による自然環境への影響
- ✓ 利用集中による利用の質の低下

【ガイド事業者に関する課題】

- ✓ ガイド事業者の急激な増加
- ✓ 質の低いガイド事業者の存在
- ✓ ガイド同士の認識共有・連携の不足



踏圧による自然環境の劣化



多数の利用者によるフィールド混雑

顕在化する課題への対応



- ・ 2017年度より、関係行政機関、ガイド事業者、公民館等を含む地域関係者との意見交換の場であるWGを継続的に開催。
- ・ 意見交換の中で、WGより「課題対応には強制力のある制度の適用が必要」である旨、行政に対して要請。

2017年度

- ✓ 西表島における適正利用とエコツーリズムのあり方を検討。
- ✓ ガイド事業者説明会を3回、WGを7回、WG代表者ミーティングを3回、検討会を2回開催。
- ✓ 2018年1月のWGにおいて、「**自主ルール等での対応は難しく、強制力のある制度の適用が必要であり、行政に対して検討を強く要請する**」ことについて合意。

2018年度

- ✓ 関係行政機関による調整会議において、検討会の助言を得ながら、西表島に適用できる制度について検討。並行してWGを2回開催し、検討状況の説明及び意見聴取を実施。

- ✓ 2019年2月の検討会において、**対応の方向性を合意。**
 フィールドの課題：エコツーリズム推進全体構想✓
 ガイド事業者の課題：竹富町のガイド条例✓

2019年度

- ✓ エコツーリズム推進全体構想の策定主体となる、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会を設立。

世界遺産委員会からの要請事項



- 世界遺産への登録可否や、登録後の保全状況に関する評価は、ユネスコに設置されている世界遺産委員会にて審議。
- 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、令和3年7月の登録時に4つの要請事項を受けた。当該要請において、西表島は名指しで、観光管理に関する対応を求められた。
- この要請事項に関し、令和4年11月に、日本国政府としての報告書を世界遺産委員会に対して提出済み。

● 2019年2月 推薦書の再提出

● 2019年10月 諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）の現地調査

● 2021年5月 IUCNによる登録勧告及び4つの指摘事項への対応要請

● 2021年7月 世界遺産委員会による登録決定及び4つの要請

● 2022年11月 日本国政府より要請事項への対応を含む報告書を提出

世界遺産委員会からの要請事項への対応



世界遺産委員会から日本国政府への要請事項（抜粋）

特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。



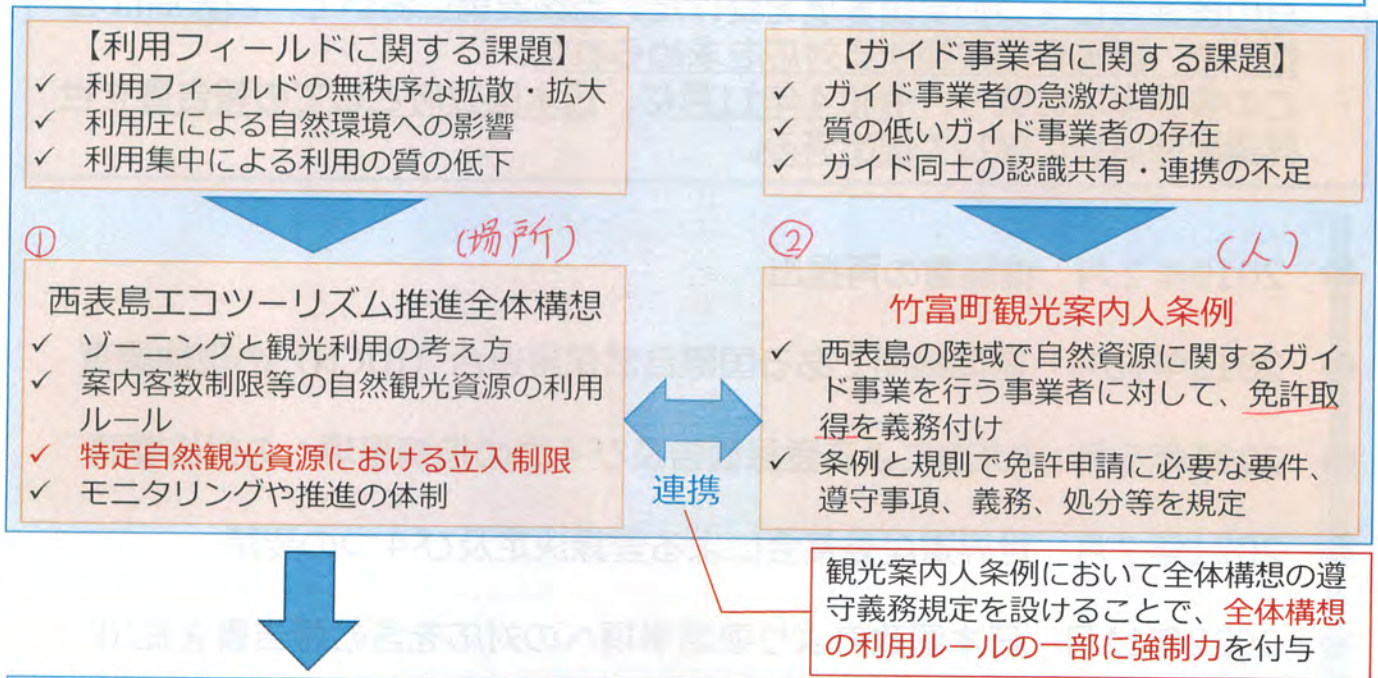
日本国政府として提出した保全状況報告書（抜粋）

観光管理については、観光利用によって想定される影響等による評価を踏まえ、西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画として、既存の来訪者管理計画を「西表島観光管理計画」として改定する。この計画に基づき、観光客の訪問レベルを管理し、遺産地域内での法的拘束力を持った立入規制や、来訪客数の特定時期への集中を平準化する取組を進める。

適切な観光管理の実現に向けた枠組み



エコツーリズム推進全体構想と竹富町観光案内人条例を、相互に連携させながら運用することにより、適切な観光管理の下で西表島におけるエコツーリズムの実現を図る。



西表島の自然を損なうことなく持続的に利用し、将来に渡って自然からの恵みを得る

西表島エコツーリズム推進全体構想の検討体制

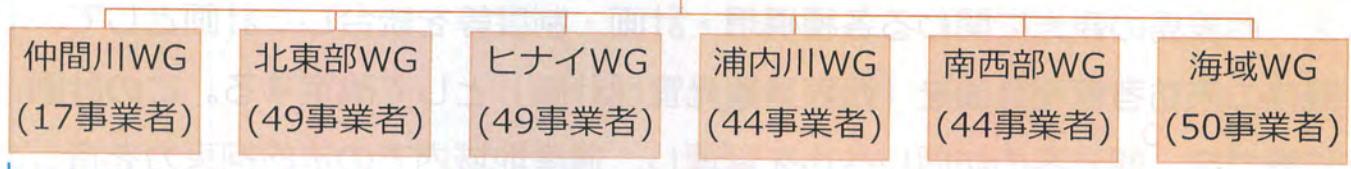


- 全体構想の作成にあたって、推進協議会の下に、エリアごとのWGを設置し議論。
- 各WGは、当該エリアを利用する事業者に参加を呼びかけることで、立上げ。全体で、島内126事業者のうち、約72%となる91事業者が参加。
- 人数制限を含む全体構想の利用ルールについても、各エリアごとのWGにおいて議論した内容を採用するボトムアップ型にて作成。

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 (= 全体構想の策定主体)

(学識経験者 6名、地元住民代表 4名、地元関係団体 13名、ガイド事業者代表 7名、行政関係者 9名)

↑ 各WGの代表者が推進協議会に出席し、WGの議論をボトムアップ



WG合計で、島内126事業者の (令和元年時点) 約72%となる91事業者が参加

※令和5年現在、上記6WGに加えて野営WGも設置済み

世界遺産委員会からの要請事項



- 世界遺産への登録可否や、登録後の保全状況に関する評価は、ユネスコに設置されている世界遺産委員会にて審議。
- 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、令和3年7月の登録時に4つの要請事項を受けた。当該要請において、西表島は名指しで、観光管理に関する対応を求められた。
- この要請事項に関し、令和4年11月に、日本国政府としての報告書を世界遺産委員会に対して提出済み。

● 2019年2月 推薦書の再提出

● 2019年10月 諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）の現地調査

● 2021年5月 IUCNによる登録勧告及び4つの指摘事項への対応要請

● 2021年7月 世界遺産委員会による登録決定及び4つの要請

● 2022年11月 日本国政府より要請事項への対応を含む報告書を提出

世界遺産委員会からの要請事項への対応



世界遺産委員会から日本国政府への要請事項（抜粋）

特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。



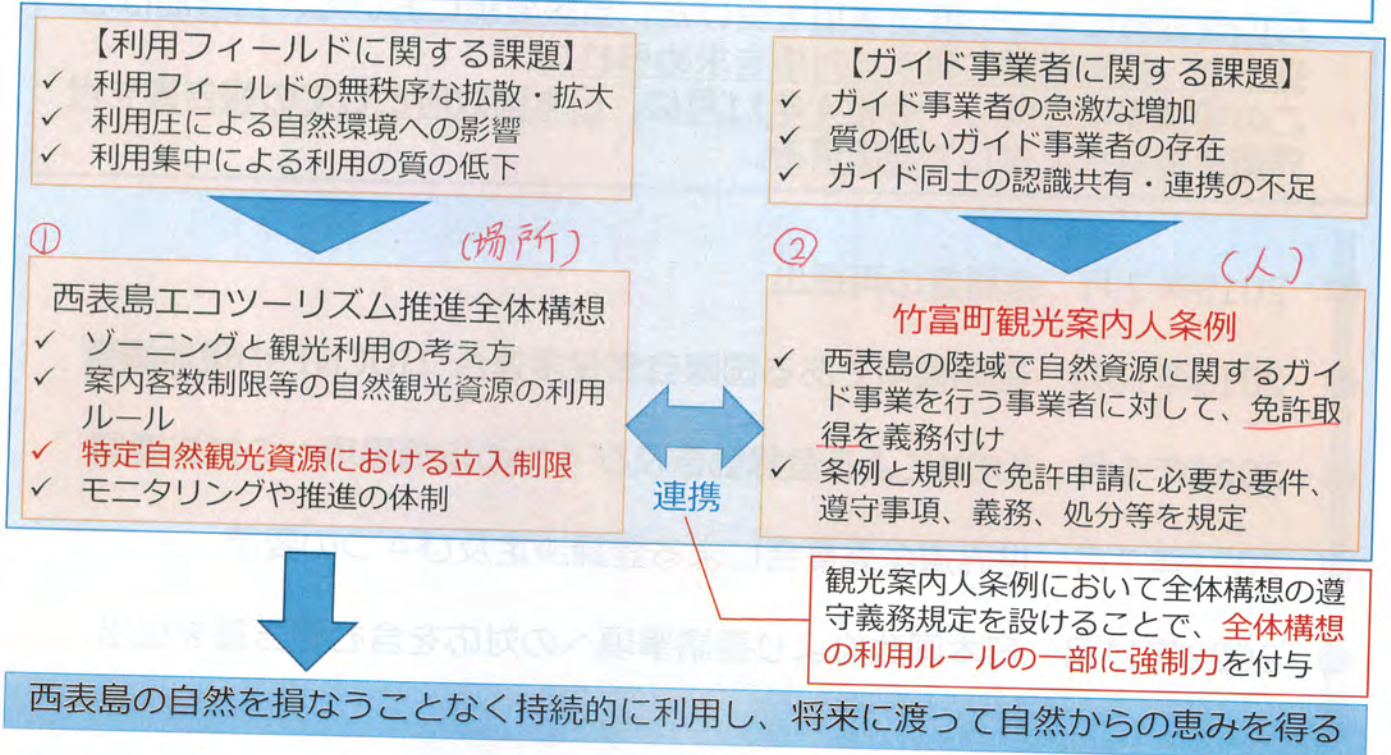
日本国政府として提出した保全状況報告書（抜粋）

観光管理については、観光利用によって想定される影響等による評価を踏まえ、西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した計画として、既存の来訪者管理計画を「西表島観光管理計画」として改定する。この計画に基づき、観光客の訪問レベルを管理し、遺産地域内での法的拘束力を持った立入規制や、来訪客数の特定時期への集中を平準化する取組を進める。

適切な観光管理の実現に向けた枠組み



エコツーリズム推進全体構想と竹富町観光案内人条例を、相互に連携させながら運用することにより、適切な観光管理の下で西表島におけるエコツーリズムの実現を図る。



西表島エコツーリズム推進全体構想の検討体制

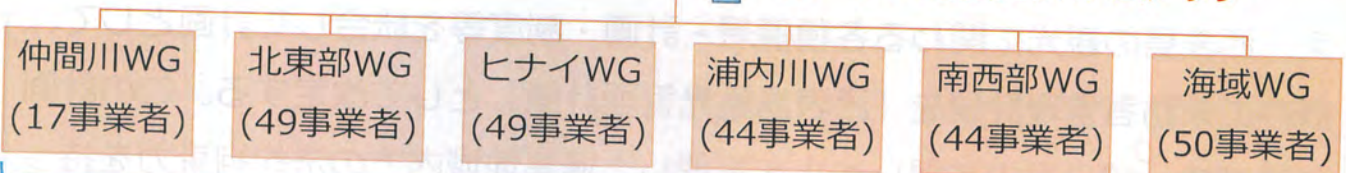


- 全体構想の作成にあたって、**推進協議会**の下に、**エリアごとのWG**を設置し議論。
- 各WGは、当該エリアを利用する事業者に参加を呼びかけることで、立上げ。全体で、**島内126事業者のうち、約72%となる91事業者**が参加。
- **人数制限を含む全体構想の利用ルール**についても、各エリアごとの**WG**において議論した内容を採用する**ボトムアップ型**にて作成。

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 (=全体構想の策定主体)

(学識経験者6名、地元住民代表4名、地元関係団体13名、ガイド事業者代表7名、行政関係者9名)

↑ 各WGの代表者が推進協議会に出席し、WGの議論をボトムアップ



WG合計で、島内126事業者の(令和元年時点)約72%となる91事業者が参加

※令和5年現在、上記6WGに加えて野営WGも設置済み

枠組みの実現に向けた取組みの経緯



「フィールドの課題は全体構想で、ガイド事業者の課題は条例で」との方向性が合意された2019年2月以降、枠組みの実現に向け取組みを加速。

	エコツーリズム推進全体構想	竹富町観光案内人条例
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 竹富町西表島エコツーリズム推進協議会を設立 ✓ 協議会及び各WGを継続的に開催し、全体構想の内容を検討。全体構想（素案）を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「竹富町観光案内人条例（仮称）」制定検討委員会を3回開催し、条例（案）を審議 ✓ 住民説明会等を開催 ✓ 第5回竹富町議会（9月定例会）にて可決・成立 ✓ 条例施行規則を整備
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 協議会及び各WGを継続的に開催し、全体構想（案）を作成 ✓ 認定主体である国との事前協議開始 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年4月1日より、施行
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国との事前協議を継続 ✓ 協議会等での意見を随時反映 	
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国との事前協議が完了 ✓ 国に対し、エコツーリズム推進法に基づく申請を実施。令和4年12月に認定を受けた 	
2023年度		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体構想の認定を踏まえ、2023年9月に全部改正を実施。2023年11月より施行。連携体制を確実なものに。



竹富町観光案内人条例

竹富町観光案内人条例



西表島の陸域・内水面にて自然ガイド事業を営む者に、免許取得を義務付け

観光客のみなさんへ
ご存じですか？
**西表島は
ガイド免許制度
が導入されています**

西表島では令和2年4月に「竹富町観光案内人条例」が施行され、陸・河川域のツアーガイドに対し、「竹富町観光案内人免許」の取得が義務付けられました。この制度は大切な自然環境を守りながら、今後も継続して利用していくため、地域に根ざした良質なガイドによるツアー提供を目指しています。

IRIOMOTE NATURE GUIDE

免許を取得したガイドは、「救命救急」や「水難救助員」の資格など、様々な要件を満たした安心安全ガイド！「トレッキング」や「カヌー」ツアーに参加する際には、免許の有無を必ず確認しましょう。指定ステッカーやガイド証を持たないガイドは、無免許ガイドです。ご注意ください！

車でラフダイビング、スノーケリングなどのガイドは、免許制度の対象外となっていますので、免許がなくても営業できます。

ツアーに参加する時にチェックしよう

運転席に指定ステッカーは貼ってありますか？
カヌーやSUPに指定ステッカーは貼ってありますか？
ガイドは、指定ガイド証を持っていますか？

問い合わせ先 竹富町自然観光課 0980-83-1306

主な審査基準（免許要件）

- 西表島等に営業所や施設等を有していること
- 西表島等において、一定期間以上自然観光事業に従事した経験を有すること
- 自然観光事業を行う上で必要な、救命講習等の講習会の受講経験や、水難救助員等の資格を有していること
- 賠償責任保険に加入していること
- 西表島等の公民館に所属しているか、地域社会の振興に努めていること 等

観光案内人が有する義務

- 免許事項の変更に係る申請・届出
- 車、カヌー等への機材証票の掲示
- 事業実績報告書の毎年の提出
- 町が主催・指定する講習の受講 等

観光案内人事業者一覧



竹富町観光案内人事業者一覧

(110名) ^{250人} ~~146人~~

竹富町観光案内人条例

観光案内人ガイド

竹富町観光ガイド免許証
Shizen Tourist Nature Guide License
観光ガイド免許番号
0980-83-1306

竹富町観光案内人条例について

竹富町観光案内人の業務状況について

No.	氏名	住所	電話番号	営業所	備考
01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



西表島エコツーリズム推進全体構想

全体構想におけるゾーニング



・西表島及びその周辺海域を、「保護ゾーン」「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」の3利用区分にゾーニング



全体構想におけるゾーニング



- ・西表島及びその周辺海域を、「保護ゾーン」「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」の3利用区分にゾーニング

利用区分 (ゾーニング)	利用の考え方	対象エリア等	観光管理の概要
保護ゾーン	原則として観光利用を行わない	世界遺産登録地内で自然体験ゾーン以外の区域	・原則として観光利用は行わない
自然体験ゾーン	一定のルールの下で観光利用を行う	自然観光資源 (27か所)	・自然観光資源の共通ルール等を設定 ・エリア毎や資源毎の個別ルール等を設定
	+ 立入り制限	特定自然観光資源 (うち5か所)	・総量規制のための立入り制限の仕組み (※エコツーリズム推進法に基づく罰則あり)
一般利用ゾーン	観光利用が可能	保護ゾーン、自然体験ゾーン以外の区域	・一般的なマナーや各施設の定めるルール等を遵守するよう普及啓発等を実施 ・他人の所有地や農林地に無断立入をしない

全体構想におけるゾーニング



- ・西表島及びその周辺海域を、「保護ゾーン」「自然体験ゾーン」「一般利用ゾーン」の3利用区分にゾーニング



自然体験ゾーンにおける利用ルールの設定



一般利用者向けのルール、マナー等として26項目を設定したほか、事業者向けのルールとして、ガイド1人あたりの案内客数制限等を設定。

事業者向けルールの概要 ※括弧内の数字はルールの項目数

	陸域	海域
共通ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物や自然への影響抑制 (8) ・迷惑行為の防止 (4) ・ゴミやトイレの処理 (2) ・安全管理 (3) ・その他 (4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全 (7) ○船長、船の航行 (7) ○ポイントの利用方法 (7) ○ポイント付近での航行 (4) ○アンカーリング (7) ○港湾利用 (2) ○安全管理 (12) ○ルールの遵守 (4)
個別ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドごとの1ガイドあたり、1事業者あたりの案内客数の上限 ・自然観光資源として利用可能な範囲 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・1ガイドあたりの案内客数の上限 (アクティビティ毎) ・バラス島利用ルール ・その他

浦内川エリアを例に



✓ 事業者向け共通ルール (全体構想P.41~47)

「むやみに動植物を採捕しない」等、全フィールドで共通に適用されるルール

✓ 事業者向け個別ルール (全体構想P.49~52)



区分	4 浦内川エリア	
自然観光資源の名称 ※下線は特定自然観光資源	4-1 浦内川本流 4-2 浦内川支流 4-3 浦内川上流域 4-4 浦内川源流域 4-5 テドウ山	
自然観光資源の利用範囲	・各自然観光資源の利用範囲は図4に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止。立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	
1日当たりの案内客数等の制限	・事業者当たり、ガイド当たりの、陸域における1日当たりの案内客数等の制限については表1に示す通り	
その他の行為規制	-	
マナー・配慮事項	-	

区分	4 浦内川			
	浦内川本流	浦内川支流	浦内川上流域	浦内川源流域・テドウ山
カヌー等	動力船遊覧	全アクティビティ共通		
ガイドあたり	10人以内	8人かつカヌー等5艇以内	制限なし	6人以内
事業者あたり	午前・午後各20人以内	規定の船数及び乗船人数、運行数以内	午前・午後各16人以内	12人以内
1日当たりの案内客数等の制限	修学旅行など教育目的の多人数利用については、事前に推進協議会に届出を行い、必要に応じて事業者当たりの案内客数の制限を含め推進協議会との調整を行う。			



特定自然観光資源制度の運用

西表島の5つの特定自然観光資源



- 令和7年3月1日より、西表島の5つのフィールドにおいて、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源制度の運用を開始。
- 立入りにあっては、原則として、竹富町長からの事前承認が必要。



特定自然観光資源制度の概要



！人数制限がかかる5つのフィールド（特定自然観光資源）の上限人数と立入条件

特定自然観光資源（フィールド）の名称	上限人数	立入りの条件
ヒナイ川（ピナイサーラの滝）	200人/日	登録引率ガイドが利用者に同行すること
西田川（サンガラの滝）	100人/日	
古見岳	30人/日	登録引率ガイドが利用者に同行すること または 利用者全員が事前に講習を受講すること
浦内川源流域（マダグスクの滝・横断道）	50人/日	
テドウ山	30人/日	

※-360人

→ 500円/人

→ 1,000円/人

※講習は西表島内にて対面で行います

ヒナイ川（ピナイサーラの滝）



西田川（サンガラの滝）



特定自然観光資源
立入承認申請
（エコツーリズム推進法）



申請事務に係る手数料
（地方自治法）
（エコツアー法施行条例）

浦内川源流域
（マダグスクの滝・横断道）



古見岳



テドウ山



登録引率ガイドになるには



- ・案内人条例では、登録引率ガイドの選任に係る認可の基準の一つとして、「町長が主催又は指定する試験に合格していること」を掲げている。
- ・施行規則に規程する審査基準の要件を満たしているか否かを判定するための試験制度を構築し、実施する必要がある。

竹富町観光案内人

104事業者・236人

登録引率事業者
（登録引率ガイド）

49事業者・96人

町長が主催又は指定する試験への合格

【登録引率事業者としての認可における判定要件】

- エコツーリズム推進法及び全体構想の内容に関する知識及び顧客に対する説明能力を有する
- 自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在区域について、他の登録引率ガイドを適切に管理監督することができる程度にその区域の特性を熟知している

【各登録引率ガイドの選任認可における判定要件】

- 特定自然観光資源の所在区域において案内又は助言を行うにあたって必要な知識及び技能を有する

特定自然観光資源の運用にあたって



○立入承認に係る行政事務 = √許認可+収納事務

- ✓ 受理、審査（起案、決裁）、手数料収納、承認証発行、文書保存という一連のプロセスが必須
- ✓ 膨大な申請事務量（1日あたり最大410件）

しかし…

速やかに、かつ原則365日処理を行うことが必須

- ✓ 立入承認の有無が旅行の有無（ガイド事業者の営業可否）に直結する

加えて…

承認して終わりではなく、実際の入域状況管理も必要

- ✓ 柵等での区切りの無い開かれたフィールドで、立入制限の実効性を確保する必要がある

西表島フィールドエントリーシステムの整備

申請～手数料決済～立入承認証交付～入域管理という一連のフローを、電子上で一元的に処理する

フィールドエントリーシステム(FES)全体像



① 仮申請又はガイドへの申込み



- ・はじめに、Webサイトからの仮申請又はガイド事業者への直接申込みが必要。
- ・仮申請は任意。依頼する登録引率事業者を決める前に立入枠を確保したい旅行者が実施。



② FESでの本申請



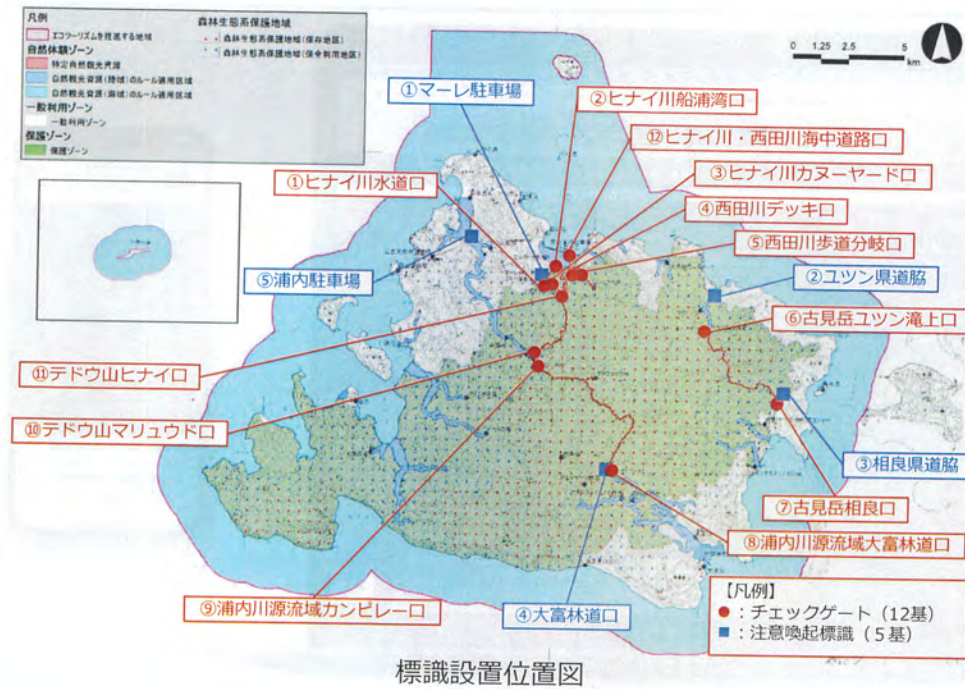
- ・旅行者からガイド依頼を受けた登録引率事業者は、FESにログイン。FESにて、本申請を行う。
- ・FESは、審査基準（利用ルールを含む）に適合する申請に対してのみ、承認を付与。立入承認事務手数料の決済機能や、文書管理機能も内包。
- ・登録引率事業者は、立入承認を受けた後、FESにて立入承認証を発行可能。



③ FESと連動した標識による入域管理



- ・ 特定自然観光資源内への歩道入口12か所及び駐車場等の入域拠点5か所に、立入制限区域が存在することの注意喚起機能を付与した標識を整備。
- ・ 歩道入口の12基については、FESと連動したチェックゲート機能も。



③ 入域当日の流れ



1. 点呼

- ・ ガイドと旅行者が集合時に実施。当日の入域人数を確定させる
- ・ いわゆる「カラ予約」を防止

2. 入域手続き〈オフライン利用可〉

- ・ チェックゲートのQRコード読み込みによる
- いつ、誰が、どこから入域したのかを把握

3. 入域中〈オフライン利用可〉

- ・ 地形図（位置情報含む）及び立入承認証の表示 → 巡視員

4. 退域手続き〈オフライン利用可〉

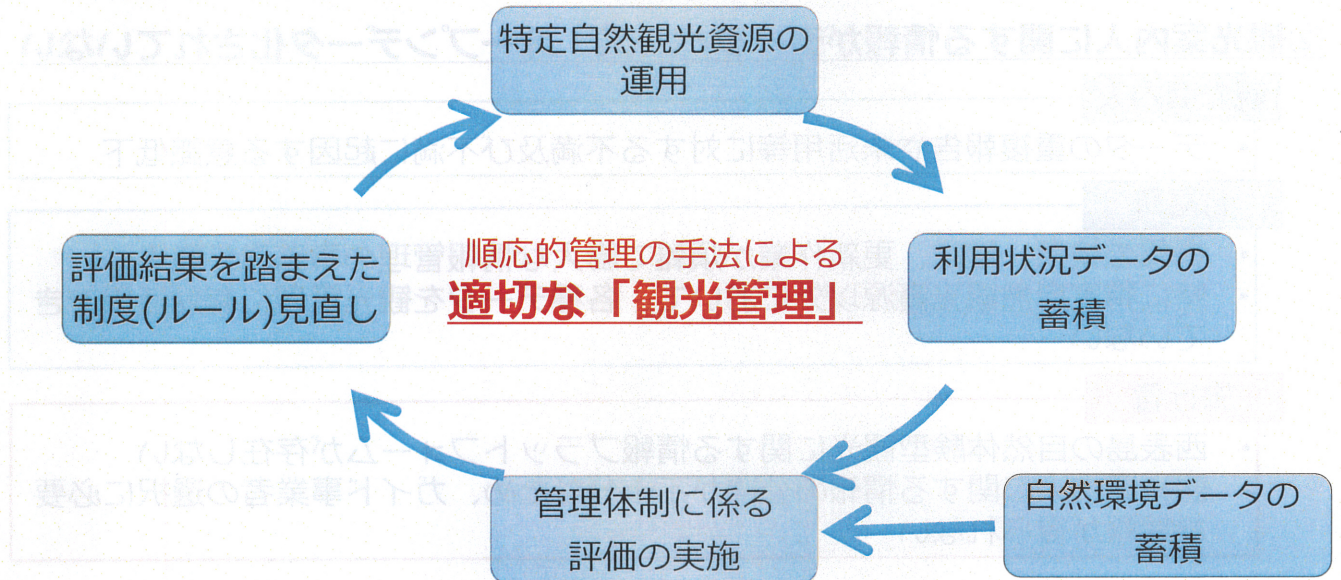
- ・ チェックゲートのQRコード読み込みによる
- ・ いつ、誰が、どこから退域したのかを把握



適切な「観光管理」のためのデータ活用



- ・ 狭義での「入域管理」により、特定自然観光資源での利用状況に関する詳細データが得られる
- ・ 利用状況データと、自然環境のモニタリングデータを組み合わせて解析し、適切に評価を行うことで、順応的管理の実現を図る
- ・ その他、遭難事故等における危機管理対応にも活用



FESの整備後に残された課題



① 観光案内人条例に基づく各種申請・届出手続きが電子化されていない

観光案内人

- 書類の作成・提出・変更等の手間に起因する、必要な手続きの遅延・欠落

竹富町

- 書類受付、審査書類作成、免許状郵送等に要する人的・金銭的成本が多

② 観光案内人に関する情報がデータベース・オープンデータ化されていない

観光案内人

- データの重複報告や未活用等に対する不満及び不満に起因する意識低下

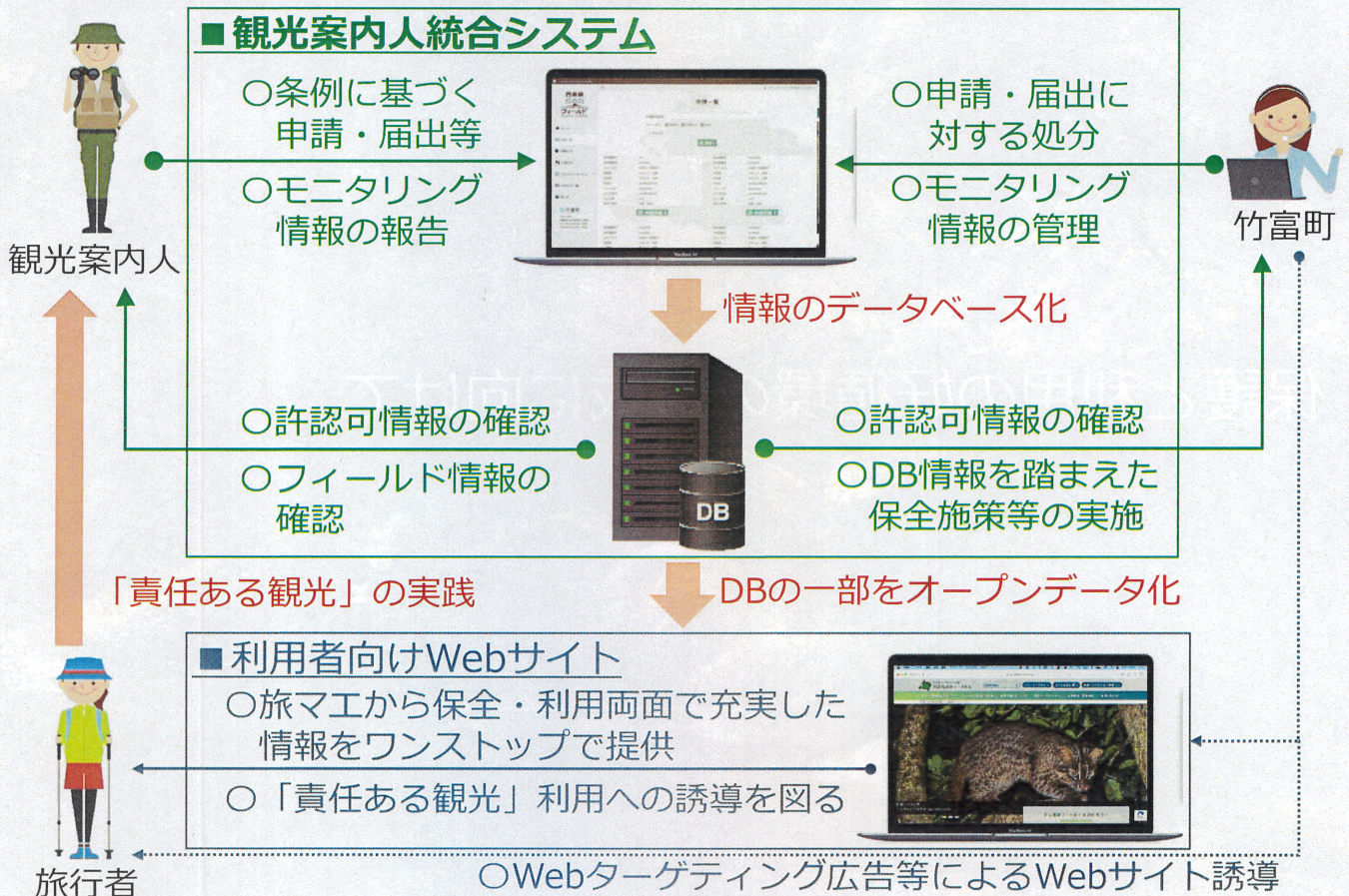
竹富町

- 情報の検索、確認、更新作業が煩雑で膨大な情報管理の事務量が発生
- 特に特定自然観光資源以外において、各種データを観光管理に有効活用できていない

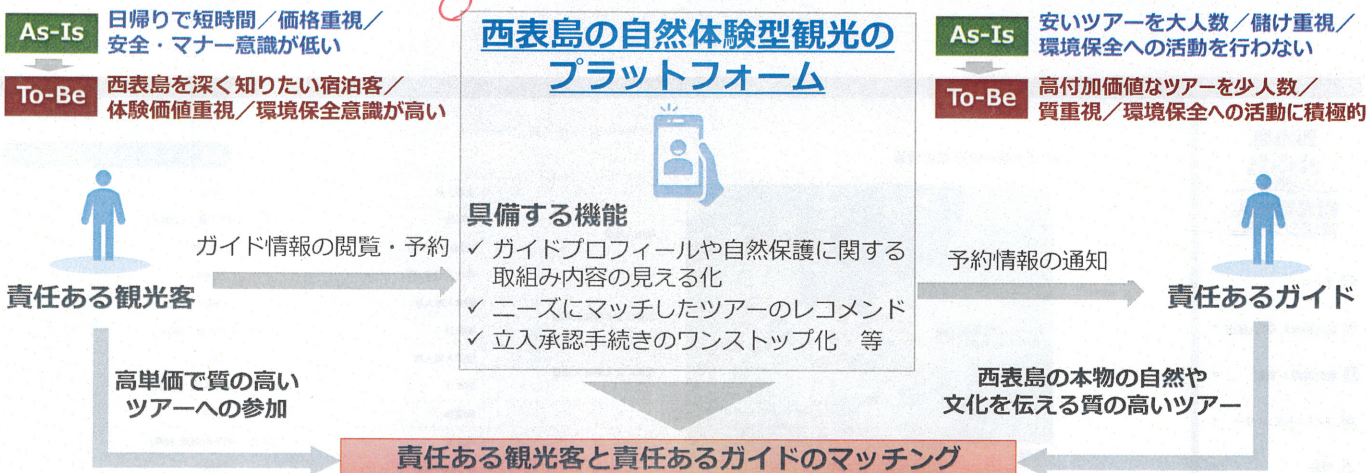
旅行者

- 西表島の自然体験型観光に関する情報プラットフォームが存在しない
- 観光案内人に関する情報の公開が不十分なため、ガイド事業者の選択に必要な情報が得られない

観光案内人統合システムの構築（2024年～）



DXにより観光管理の取組みが目指す将来像



西表島の自然の保護と利用の好循環の実現



沖縄県 竹富町 | 竹富島 / 黒島 / 小浜島 / 西表島 / 鳩間島 / 波照間島 / 由布島 / 加屋真島 / 新城島
 「沖縄県西表野生生物保護センター提供」

ご清聴ありがとうございました

組織（西表財団）の概要（案）

1) 組織設立の背景

西表島は世界自然遺産の推薦地域となるなど世界的に貴重な自然環境を有している一方で、観光客の増加などにより自然環境や住民生活への影響も懸念されている。また、世界自然遺産推薦地の包括的管理計画及び西表島行動計画においても「適切な観光管理の実現」は管理方針の重要な柱として位置づけられており、「持続可能な西表島のための来訪者管理計画」や「西表島エコツーリズム推進全体構想」等の関連計画の策定、「竹富町観光案内人条例」の制定、「西表島への利用者負担導入の検討」などの様々な取組が管理機関の連携・協力のもと同時進行的に進められている。

また、継続的な西表島の自然環境に対する利用影響等のモニタリングや自然環境の保全活動などの必要性も議論されている。

このような背景のもと、西表島においては3ページに示すような観光管理の枠組みが検討されており、世界的にも貴重な自然環境と個性豊かな島の文化や生活を保全しつつ持続可能な観光を推進していくための、「観光管理の中心となる組織（西表財団）」の設立が求められている。

2) 組織設立の目的

西表島の環境保全のための適正な観光管理の実現には、関連計画等に基づいて導入される様々な制度や事業を確実に運用・実施するだけでなく、地域の自然環境や社会経済の状況を踏まえて確認・調整を行いながら進めていく必要がある。

そのためには、「西表島の環境保全のための適正な観光管理の中核を担う組織(西表財団)」を行政や観光事業者とは独立した第三者機関として設立し、制度運用に必要な実務を担い、日常的に自然環境や利用状況を確認しながら、現場の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応や調整を行うことができる体制を確保することが大変有効である。

したがって、当該組織の設立目的を以下のように設定する。

【設立目的】

本法人は、西表島の自然環境の保全と持続可能な利用の促進を図ることを基本理念とし、西表島の適切な観光管理の実現に資する各種制度の運用や事業の実施を支援するとともに、自然環境の保全と来訪者、観光事業者、地域住民、行政等の相互利益との両立・調整を図るための事業を実施することを目的とする。

また、上記の設立目的をより分かりやすく平易な言葉で表現し、当該組織を外部に対して広くアピールしていくため、『西表財団のビジョン』（『西表財団のミッション』）を以下のように設定する。

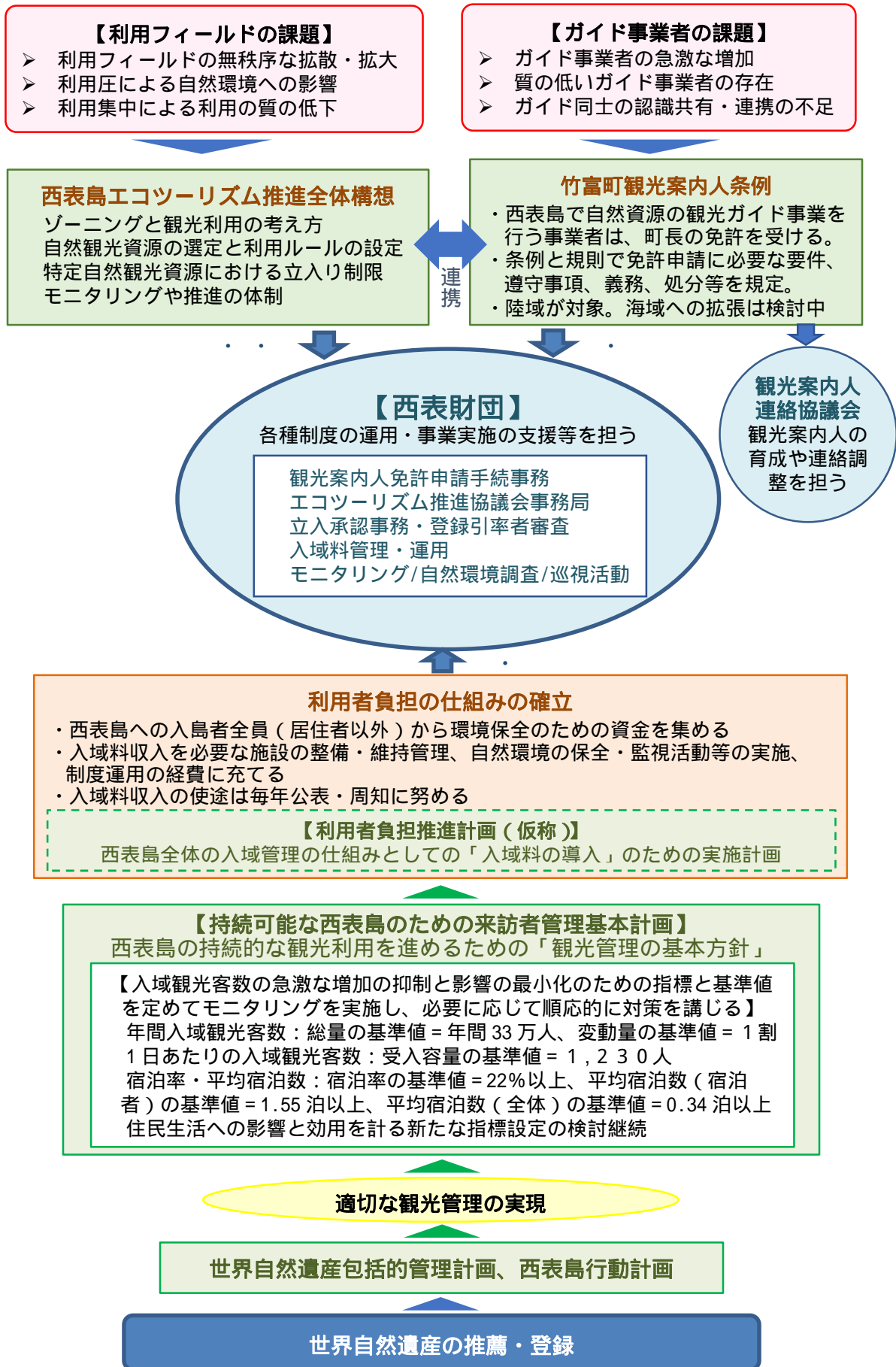
西表財団

西表財団は、イリオモテヤマネコに代表される固有の自然と個性豊かな祭事や風習などの文化を唯一無二の宝として認識し、その価値を末永く後世に引き継いでいきます



西表財団は、西表島の島民だけでなく幅広い人々の知恵と力を結集することにより、西表島の自然と文化を守り育むための様々な課題に取り組んでいきます

西表島の観光管理に関する枠組み



3) 組織の事業内容

西表島では、環境保全のための適正な観光管理の実現に向け既に様々な取組が進められており、当該組織にはこれらの取組を支援するため、以下に示す事業の実施が求められている。

西表島観光案内人条例に基づく免許制度の運用・人材養成等の事業の実施

観光案内人の免許申請等に係る事務手続き、講習・研修等の企画・実施、制度の周知・公表

- ・免許申請手続きの受付、提出書類の確認・連絡、免許証等の交付事務
- ・免許取得要件・免許取得者の義務要件となる講習会等の募集・実施・修了証等の発行
- ・免許取得者の公表・制度周知等のための Web サイトの運営、広報実施等

エコツーリズム推進全体構想に基づく推進協議会の恒常的な事務局運営の実施

エコツーリズム推進協議会の事務局運営

- ・エコツーリズム推進協議会の各種会議の開催に関する連絡・調整
- ・各種会議資料等の作成・記録の作成・共有
- ・エコツーリズム推進協議会の取組の周知・公表等のための Web サイトの運営、広報実施等

エコツーリズム推進全体構想に基づく立入規制の運用・ルール徹底のための管理事業の実施

特定自然観光資源への立入申請等に係る事務手続き、利用実態確認、制度・ルールの周知・公表

- ・特定自然観光資源への事前立入申請の受付・確認・承認手続きの代行
- ・特定自然観光資源への同行を義務づけられる登録引率者の試験・研修・審査・登録手続き等

利用者負担制度の導入に基づく入域料等の管理・制度の運用による保全事業の実施

財源の管理、用途目的に応じた事業の企画・調整、事業執行状況の確認・報告・公表

- ・入域料等により徴収した財源の管理
- ・財源を活用した各種事業の立案（トイレ管理、ロードキル対策、歩道等の補修等）
- ・制度の周知、財源の用途・事業内容・効果等の公表のための Web サイトの運営、広報実施等

利用影響及び保全事業成果等のモニタリング・制度運用状況確認のための巡視活動等の実施

調査計画の立案・調整、調査の実施・結果の分析、評価機関への報告、結果の周知・公表

- ・歩道の裸地化、植物損傷・踏圧、河川水質、外来種侵入状況等の継続的確認調査の実施
- ・観光案内人のルール遵守状況の確認のための巡視活動・指導及び報告等
- ・特定自然観光資源の立入状況、承認要件の遵守状況の確認のための巡視活動・指導及び報告等

4) 組織設立の方針

(1) 組織形態

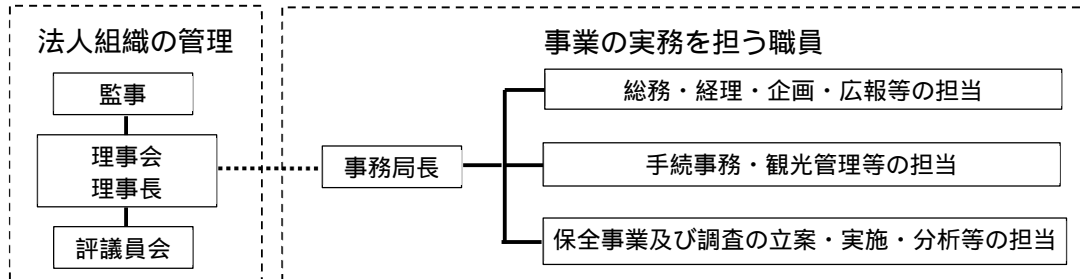
当該組織が担うべき機能及び事業内容から、公益性・中立性が求められるとともに、登録・承認等の手数料や入域料等の一定規模の資金を扱うことが想定されることから、財団法人（非営利型の一般財団法人）の法人格を有する組織の設立を目指すこととする。

(2) 組織構成

当該組織には、事業内容を確実に執行することに加え、事業の執行状況や成果を来訪者や地域住民、関係行政機関等に確実に報告・公表するといった社会的責任を確実に果たすこと、資金を扱う組織として信頼性の高い会計と監査、透明性を確保するための収支報告

の公開等も求められる。

したがって、当該組織の構成としては、事務局長の下で事業の実務を担う職員（総務・経理・企画・広報等の担当、手続事務及び観光管理等の担当、環境保全の事業及び調査の立案・実施・分析等の担当）のほか、監事・理事・評議員等の法人組織の監督を行う体制を確保する。



(3) 設立・運営資金の調達

設立資金に充当できる財産はないことから、所在地である竹富町をはじめ各種関係団体等からの出損金、組織設立への参加・協力が期待できる企業・団体・個人の皆様からの寄付金や基金等を集めていく必要があるため、早急に多方面に向けた呼びかけを行っていく。資金拠出に協力いただける方々には、財団設立者としての直接的な資金拠出、設立者である設立準備会への寄付、ふるさと納税制度を活用した竹富町への特定寄付の3つの資金拠出の方法を選択肢として準備する。

運営資金に関しては、設立資金と同様に関係各所に寄付等呼びかけていく他、設立当初は関係行政機関の委託業務を受注することで、最低限の運営資金を確保し、将来的には寄付金や会費等の独自財源や販売・研修等の自主事業収入により、安定性と多様性のバランスのとれた運営資金の確保を目指すこととする。

また、現在、導入検討が進められる入域料等を資金源とした事業実施を担うことで、より安定した運営資金の確保が可能となる。

なお、組織の設立資金として約550万円程度、組織の運営資金として1年間で約2,800万円程度の資金を確保する必要がある。ただし、運営資金のうち直接人件費（事務局長、事務・技術職員の給与）が大きな割合を占めることから、竹富町や西表島に関わりの深い民間企業・団体等から直接的な人材派遣を受けることができれば、大幅な減額が可能となる。

(4) 人材の確保

設立時の人員確保については、竹富町等の行政機関からの職員（会計年度任用職員含む）の派遣や出向、地域おこし協力隊の導入、雇用に必要な資金拠出等を受けつつ、大学等の研究機関や西表島に関わりの深い民間企業・団体、地元関係団体等へも支援の働きかけを行うことにより、組織の中核を担う優秀な人材を一定期間（設立後3～5年程度）確保する。

その上で、関連事業を活用して専門的知見を有する人材の募集や地元人材の育成等を継

続することにより、正規職員を含む安定した組織体制の確立を目指すこととする。

事務局長：1名（実質的な組織運営の中心的役割を担う人材として確保する）

事務系職員：2名（総務・経理・企画・広報等の組織運営事務及び事務局窓口・受付等の業務を担当する職員として確保する）

技術系職員：2名（観光管理等に係る事業運営及び保全・モニタリング事業等の業務を担当する職員として確保する）

補助職員：必要に応じ複数名（技術系職員の業務実施に必要な補助職員を確保する）

（5）施設・設備等の確保

組織設立時に確保すべき必要最小限の施設及び設備等としては、以下のようなものがあげられる。

主たる事務所

- ・沖縄県八重山郡竹富町内のうち、西表島島内に主たる事務所を開設する必要がある。
- ・事務所規模としては、5～6人程度の職員を収容できる事務スペースと会議スペース、備品・調査機材等の保管・収納スペース、給湯室、トイレとして約100m²程度
- ・当面は西表島大原地区の離島振興総合センター内に事務所スペースを確保することにより、地代家賃等の固定費の軽減を図れるよう、竹富町と調整を行う。

機材・備品等

- ・事務室の備品として、事務机・椅子、会議テーブル・椅子、書棚、コピー機、電話・ファックス、パソコン・サーバー等電子機器、冷蔵庫・ポット等
- ・社用車

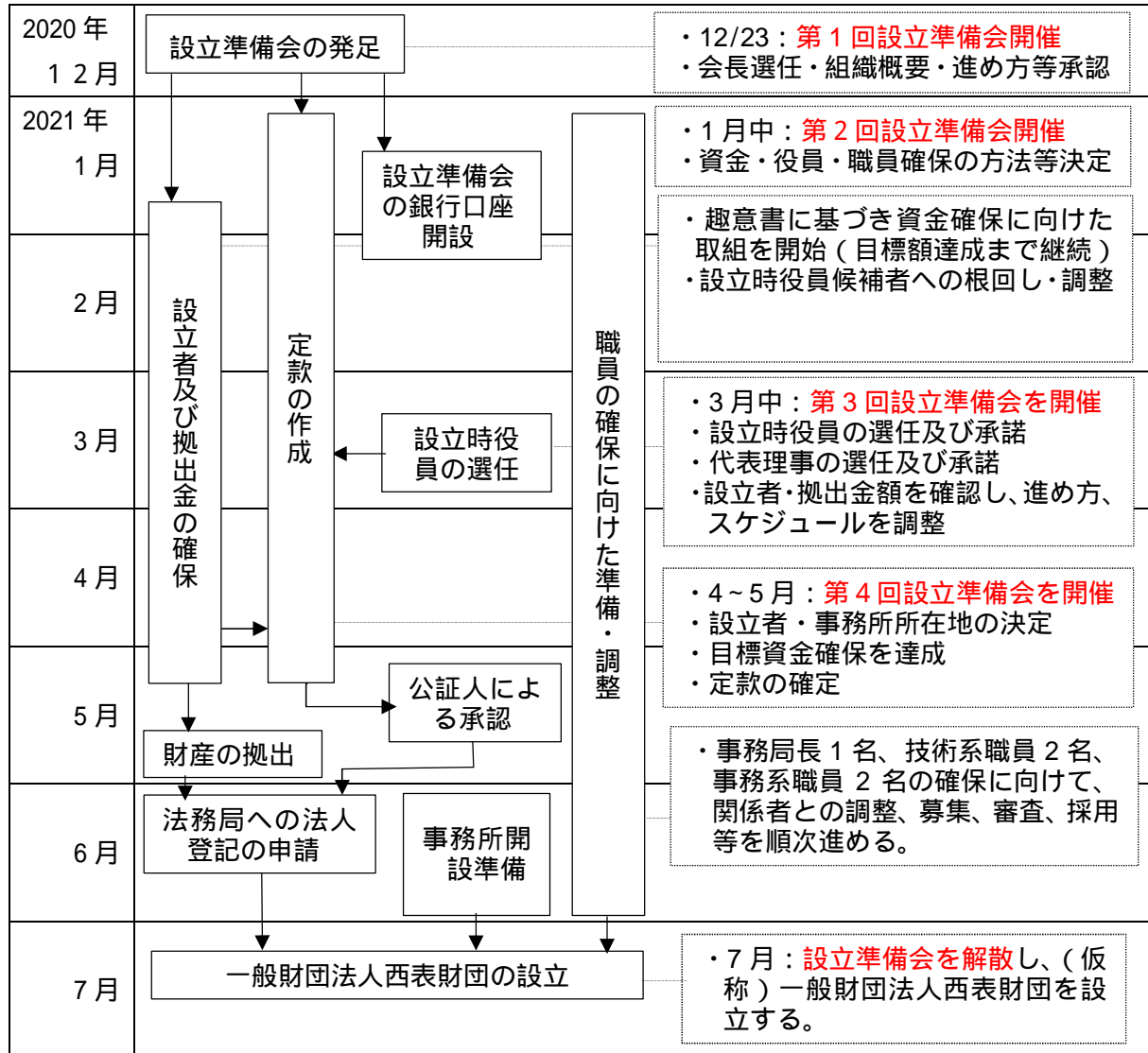
（6）組織設立の年次目標

本組織は、設立準備会の立ち上げ後速やかに準備・調整を始め、2021年度前半の設立を目指すこととする。組織設立時には事業内容～のうちまだ制度運用に至らないものもあるため、当面は観光事業者の免許申請事務、推進協議会の運営事務、モニタリング・調査・巡視事業を受託・遂行できる体制を確保する。

その後は、事業遂行を通じた人材育成や新たな人材・資金の確保を進めて順次事業内容の拡充を図り、3～5年程度を目途に組織運営を軌道に乗せていくこととする。

組織設立に向けた今後の進め方

一般財団法人西表財団の組織設立に向けて、以下の手順で準備を進めることとする。





一般財団法人 西表財団

目的

西表島の豊かな自然と島の伝統的文化と営みを守り、地域の持続可能な発展に寄与することを基本理念とし、地域住民が主体となり、多様な主体と連携して、西表島の価値や魅力を発信し、幅広い主体の知恵と力を結集させることによって、理念達成に向けて様々な課題を解決すること

設立

2021年11月

業務開始

2022年 5月

人員体制

評議員：5名、理事：13名、事務局員：7名（2025.12現在）

西表島について

概要

所在：沖縄県八重山郡竹富町
人口：約2,400人（世帯数約1,300）
気候：亜熱帯、平均23℃（最低18.6℃：1月）
平均湿度80%、平均降水量2400ml
面積：289.27km²（沖縄県では本島に次ぐ）
約90%が森林（亜熱帯照葉樹林・マングローブ林）
産業：農業、畜産業、観光業
自然：全島が国立公園

世界自然遺産

2021年7月 ユネスコ世界自然遺産に登録
「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

登録の要因：
生物多様性（固有種・絶滅危惧種の存在）





西表島の課題と西表財団の取組

西表島の抱える主な課題

ゴミの問題

- 漂着ゴミ
美しい海の景色の中に浜に打ちあがった大量のゴミ。
景観、マイクロプラスチック等
- ゴミ処理
運搬等処分費用、生ごみ 等



外来種の問題

- 人間の活動によって持ち込まれた動植物による在来の生態系への影響・脅威
- ・ノヤギ
 - ・カエル
 - ・ツルヒヨドリ 等



持続可能な観光

- オーバーツーリズムへの懸念
- 「豊かな自然を守る」
「人々の穏やかな暮らしを維持する」
「観光の発展」
すべて生かす



自然環境、生態系とその変化を知り、守ること。
文化の継承、営みの維持、発展。
そのために必要なこと、できること。
地域の力で課題に取り組む、それが西表財団の取組になります。

西表財団の取組

ゴミ

手つかずの海洋ゴミ回収プロジェクト

手つかずの海岸の漂着ゴミを回収

(2022年～)

(日本財団・海と日本プロジェクト)

(沖縄県世界自然遺産地域活動支援補助金)



マイボトルレンタルシステム

宿泊施設でのマイボトル貸出
ペットボトルゴミの削減

(2023年～)

(R5竹富町がんばる地域応援プロジェクト)



マングローブ林漂着ゴミ回収

ダイキン工業空気をはぐくむ森プロジェクト

(2024年～)



外来種

西表島における外来植物防除に関する地域住民参画推進事業

住民から対策要望のある、行政では優先されにくい外来種の試験的な駆除作業と住民が外来植物が侵入に気づくための講演会実施

(沖縄県外来種防除活動支援補助金)
(2024年～)

ノヤギ食害への対策

ダイキン工業空気をはぐくむ森プロジェクト
(2024年～)

西表島フォトコンテスト

「やっぱり西表島が好き！」 西表島フォトコンテスト

西表島の自然・文化・暮らし・営みをテーマに、「西表島が好き！」を伝える写真を毎年募集(2022年～)
入賞作品カレンダーの応募者への配布、販売と応募作品の写真展を実施



地域貢献活動K K D

きづき de きずきDAY

地域の手が届いていない草刈や清掃など、日々の生活で見つけた「気づき」を実際の活動に(2025年～)

コーディネート等

- 西表エコプロジェクト事務局
- 端数倶楽部(富士フィルムビジネスイノベーション)ボランティアコーディネート
- 島内小中学校・島外団体環境教育 など

西表財団の取組

ダイキン工業 “空気をはぐくむ森プロジェクト”
西表島世界自然遺産地域保全事業



西表島の山と海をつなぐ
自然生態系と豊かな生物多様性の
保全・再生活動

2024年4月15日
三者協定締結
ダイキン工業株式会社
竹富町
一般財団法人西表財団

世界自然遺産の
亜熱帯の森を守る活動



「ノヤギの食害から守る」
○生息状況の把握
○食害状況のデータ蓄積

日本最大の
マングローブの森を
健全に維持する活動



「漂着ゴミから守る」
船浦湾マングローブ林
○漂着ゴミ回収・イベント
○定点モニタリング

生物多様性を支える
海の森を
再生する活動



「ウミシヨウブの森の回復」
○ウミガメ採食防止柵設置
○生育状況モニタリング

西表財団の取組

竹富町、環境省、沖縄県等の委託事業

行政機関等からの委託を受けて、地域の課題に取り組んでいます

竹富町の事業

竹富町観光案内人条例・エコツーリズム推進法 運用支援業務

観光ガイドへの講習の実施、自然観光自然の巡視、特定自然
観光資源制度の運用支援など（2022年～）

観光利用による自然環境への影響モニタリング 調査業務

サンゴモニタリング調査、夜間（ホタル観察）利用調査
（2022年～）

ツルヒヨドリ等防除計画策定業務（2024年～）等

西表島エコツーリズム推進協議会の事業

西表島登録引率ガイド養成委員会運営支援業務

環境省の事業

外来カエル類拡散防止対策検討業務（2023年～）

石垣港周辺地域の外来カエル類調査・防除・監視、西表の監
視・調査・港湾施設水際侵入防止対策など

西表石垣国立公園（西表地域）希少種等パトロール業務

西表石垣国立公園（西表地域）海域公園地区等 巡視業務

西表石垣国立公園ユツン滝古見岳線/浦内川船浦線歩 道維持管理業務

西表石垣国立公園ヒナイ川・西田川エリア携帯トイ レ活用に向けた体制構築業務

このほか、沖縄県の西表野生生物保護センター普及啓発強
化支援業務などにも携わっています



西表財団の事業



- 1 **自然環境**の保全・管理
- 2 **文化**や島の**伝統的営み**の保護・継承
- 3 適正な**観光管理**の実現に向けた取組
- 4 自然や社会に関する**調査研究**及び**技術開発**
- 5 その他この法人の**目的**を達成するために必要な事業

補足するための

- 1 持続可能な発展に寄与する**人材の育成**及び**派遣**
- 2 自然や社会に関する**情報の蓄積**及び**発信**
- 3 自然や社会に関する**教育**及び**普及啓発**
- 4 価値を伝え保全していくための**物品**等の制作、販売等

主な受託事業 – 自然環境の保全・管理 –

- ・外来種等の防除・普及啓発
- ・密猟・盗掘防止のためのパトロール
- ・国立公園内登山道の維持管理・モニタリング
- ・西表野生生物保護センターの普及啓発強化支援
- ・イリオモテヤマネコ等希少野生生物の保護・普及啓発



主な受託事業 – 適正な観光管理の実現に向けた取組 –

- ・「竹富町観光案内人条例」の運用支援
- ・「西表島エコツアーリズム推進全体構想」の運用支援
- ・観光利用による自然環境等への影響把握のための調査
- ・自然観光資源(陸域・海域)の適正利用推進
- ・持続可能な観光のためのグッドプラクティス推奨制度の検討



主な自主事業

- ・アクセスが船に限られた地域でのビーチクリーン
- ・宿泊施設によるマイボトルのレンタルシステムの構築
- ・西表島フォトコンテストの開催とカレンダーの制作
- ・島内小中学生の海洋教育、文化学習等の支援
- ・講習・研修等の企画・コーディネート



主な自主事業

DAIKIN



ダイキン工業「空気をはぐくむ森プロジェクト」 西表島世界自然遺産地域保全事業

世界自然遺産の
亜熱帯の森を守る活動



ノヤギ防除を目的とした調査

日本最大の
マングローブの森を
健全に維持する活動



マングローブ林のゴミ回収

生物多様性を支える
海の森を
再生する活動



ウミショウブ再生

令和7年度
恩納村エコツアーリズム推進協議会
「アンケート調査」結果報告

令和8年2月19日



恩納村

恩納村エコツアーリズム推進協議会

(1) アンケート調査 (実施概要)

■目的

- ・事業者、観光客、関係者などを対象にエコツーリズムに関する認知度、意識、意向等について調査
- ・恩納村（海域等）を利用する事業者の実態把握に向けた調査
- ・地域の合意形成等に向けた現状把握及び課題抽出

■対象

- ①事業者：営業実態、利用実態、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ②観光客：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ③地域住民：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）
- ④関係者：利用状況、認知度、理解度、意識・意向（賛同、拒否など）

■手法

ウェブアンケート（QRコード等の周知）

■タッチポイント

HP、LINE、広報誌、説明会、フライヤー・ポスターなど

■回収目標（回収数）

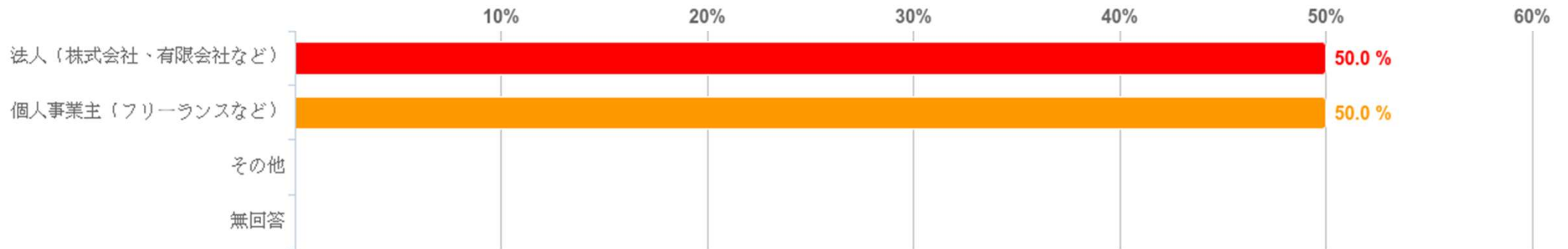
- ①事業者：100社（44社）
- ②観光客：200名（4名）
- ③地域住民：100名（128名）
- ④関係者：50社（7社）

※②④については回答数が得られなかったため、実施方法を再検討し再調査を行う

※①③についても調査を継続しサンプル数を増やす

アンケート調査_①マリン事業者

Q1：法人形態

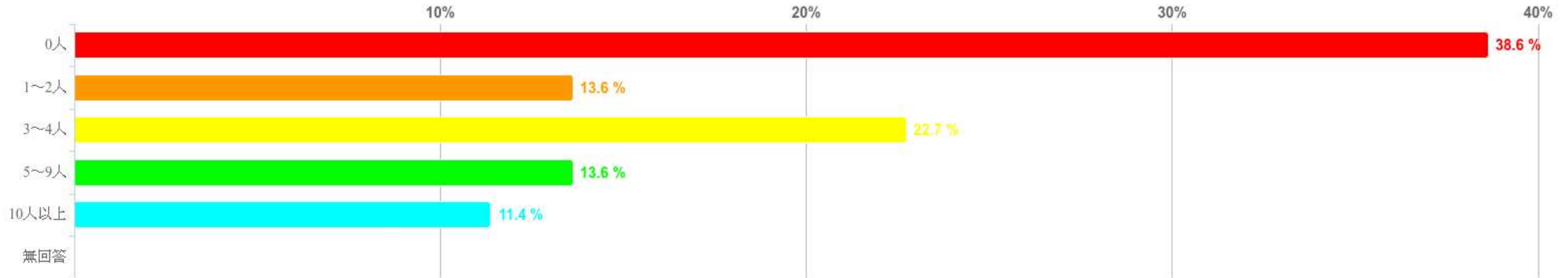


Q2：会社（または店舗）の所在地



アンケート調査_①マリン事業者

Q3：正規雇用している従業員の数（代表者・非常勤・短期アルバイト等は除く）



【結果】

ダイビング・シュノーケリングを中心に、個人事業主・小規模事業者から中規模事業者まで幅広く回答を得られた。活動エリアは真栄田岬周辺など特定エリアへの集中が見られる。

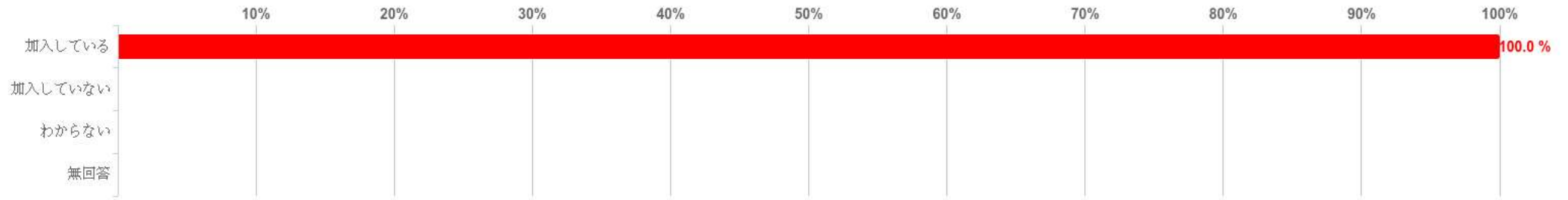
4

【課題】

「一律のルール」が小規模事業者を圧迫しないような、段階的な導入や規模に応じた配慮（**移行期間の設定など**）が必要。
例）沖縄県水上安全条例：カヤック・カヌー業の届出に関する移行期間（暫定措置）2年間

4

Q4：賠償責任保険について



【結果】

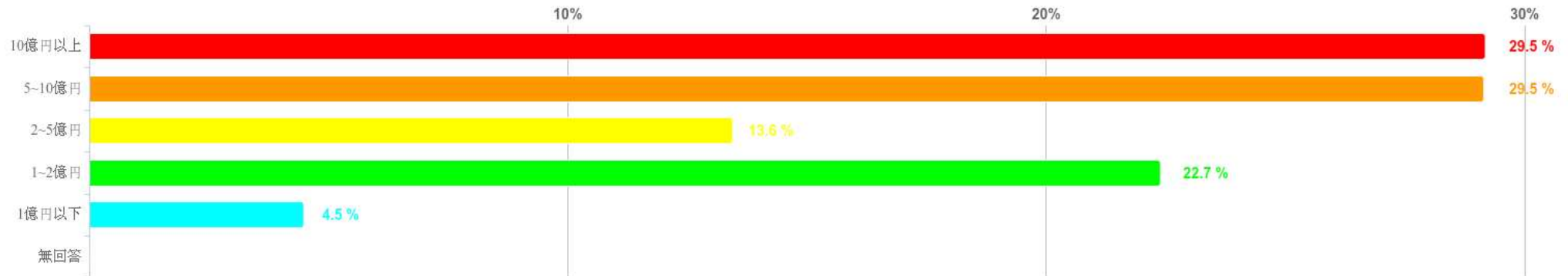
「加入している」が100%

【課題】

保険未加入・無届（※条例違反）を制限できるルール設計が必要となる

アンケート調査

Q5：1名・1事故あたり補償額（支払い限度額）



【結果】

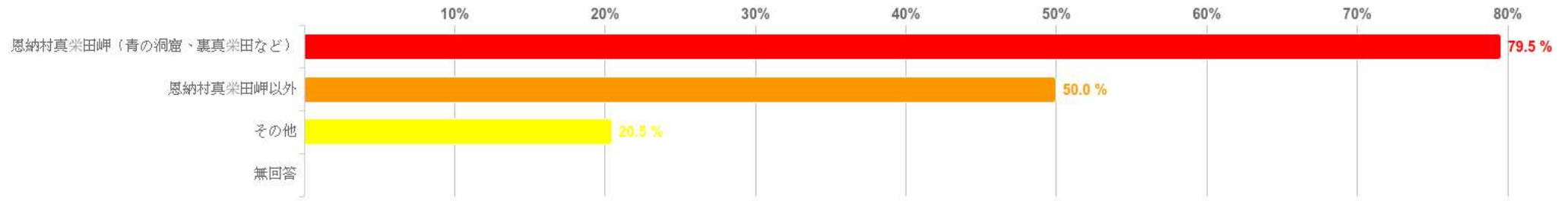
一定の安全投資は進んでいる一方、補償レンジに差がみられる

【課題】

補償額を承認要件に組み込むとした場合「最低要件（ミニマム）」の設定（例：対人・対物の基準）と、段階認証（上位認証）など**グラデーション設計**が必要。

例）大手旅行代理店が基本契約を締結する基準などを参考とすることも想定される

Q6：マリンアクティビティを提供する主要エリア



【結果】

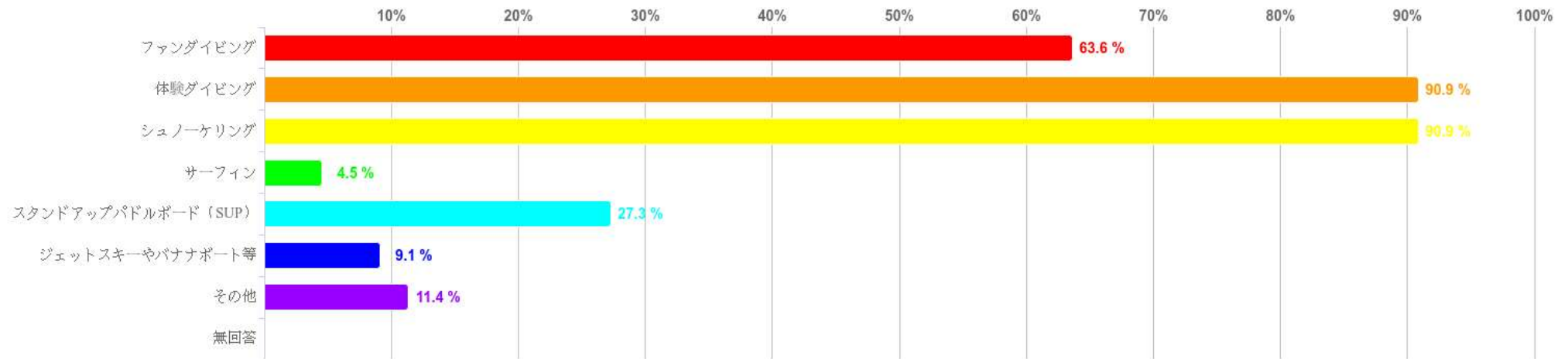
- ・ 真栄田岬に一極集中している現状（79.5%）。対策の優先順位は真栄田岬の負荷軽減と分散化

【課題】

真栄田岬だけを制限区域等に設定した場合、他地点への**負荷転移**が発生する可能性が高いと想定される。村全域でのゾーニングと分散導線、監視範囲の設計が必要。

アンケート調査

Q7：自社が提供しているメニューについて



※その他：11.4%（5メニュー）カヤック、シーカヤック、パラセーリング、フリーダイビング等

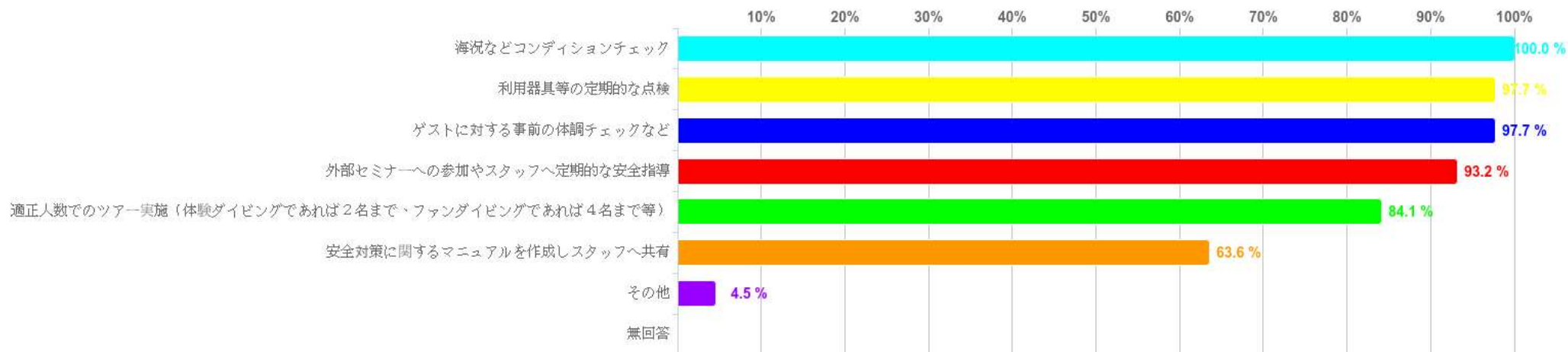
【結果】

- ・主力商品「体験ダイビング90.9%/シュノーケル90.9%」＝マス需要が主体。

【課題】

- ・商品別に「適正人数」「導線」「滞在時間制限」「安全装備の義務化」等、運用ルールの細分化が必要となる

Q8：安全対策について



※その他：4.5%※PADI基準厳守、シュノーケル貸切ガイド等

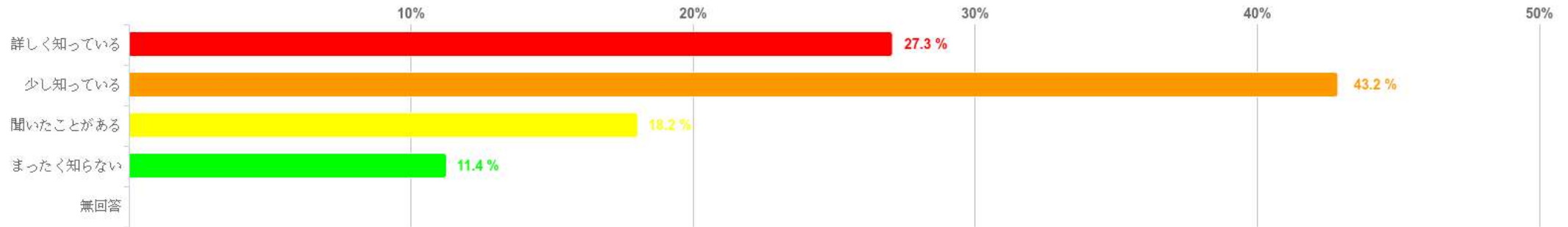
【結果】

- ・ マニュアルが63.6%で、安全基準が個人の経験や裁量にゆだねられている可能性が高い

【課題】

- ・ 標準マニュアルの作成・配布は必要に留める。
- ・ 「基準を守らない業者が多い」等の自由意見もあり、**優良層と劣後層のギャップ**が存在。
- ・ 無届・基準未遵守への実効的対策（承認制）の検討

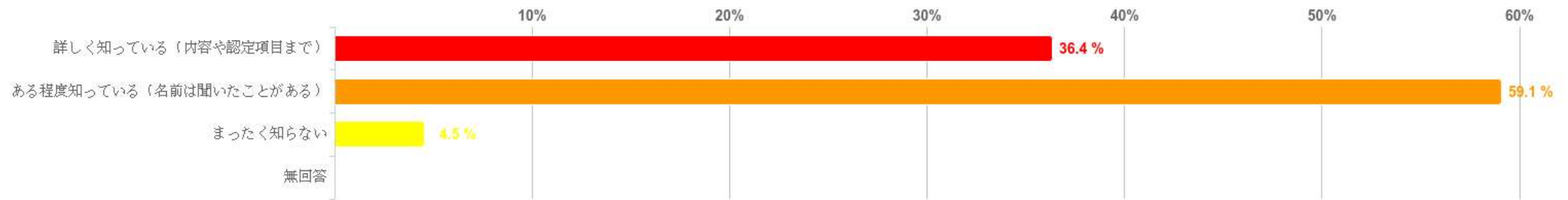
Q9：恩納村海岸管理条例について



【結果】

- ・制度の“存在”は知っているが、「詳しく知っている」は27.3%

Q10：「Green Fins」といわれる制度をご存じですか？

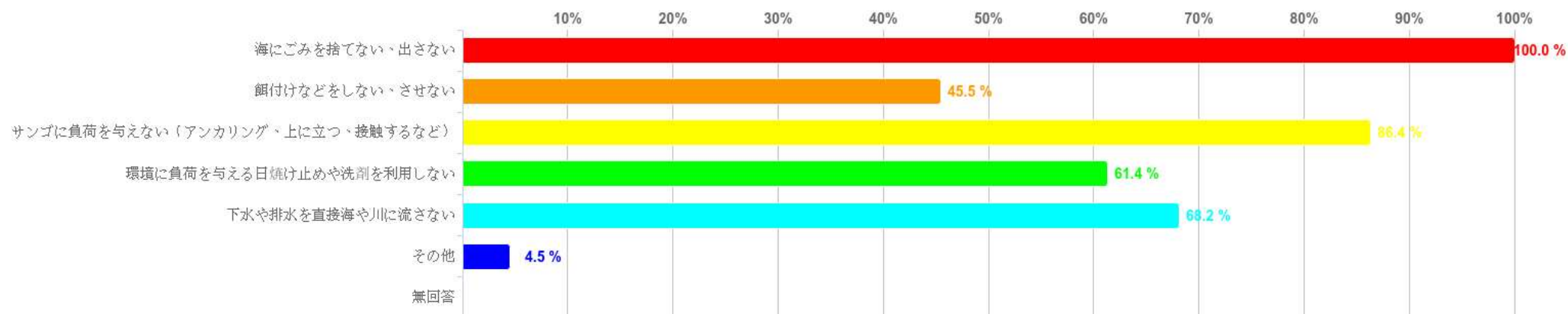


【結果】

- ・「詳しく知っている」は36.4%にとどまっており、事業者においても認知度が低い状況といえる

アンケート調査

Q11：環境への配慮について、自社で取り組んでいること（複数選択可）。



【結果】

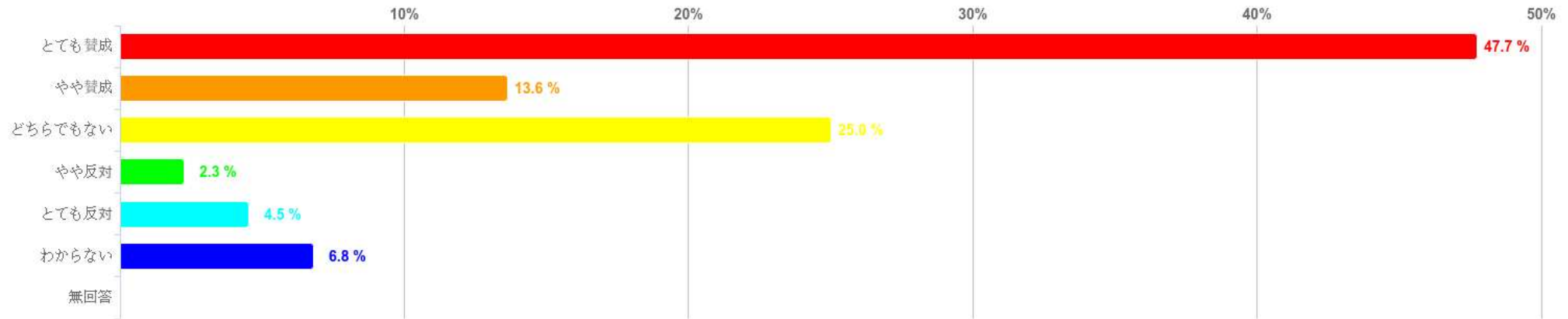
- ・餌付けが45.5%と半数未滿

【課題】

- ・餌付けの扱い（禁止の明確化、監視、罰則、代替体験の設計）をルールとして確定することが求められる
→事業者からは、「ルール化して全体で一斉に禁止にしてくれた方がやめられる」との意見
- ・自由意見にも「餌付け継続業者への強い問題意識」が出ており、対立が顕在化し得る論点

アンケート調査

Q12：世界各地のビーチリゾートにおいて、環境保全や安全対策、サービス品質向上のための財源として、観光客などに一定の負担を求める制度（環境協力金など）が導入されている国や地域もありますが、恩納村でもこのような制度を導入すべきだと思う



【結果】

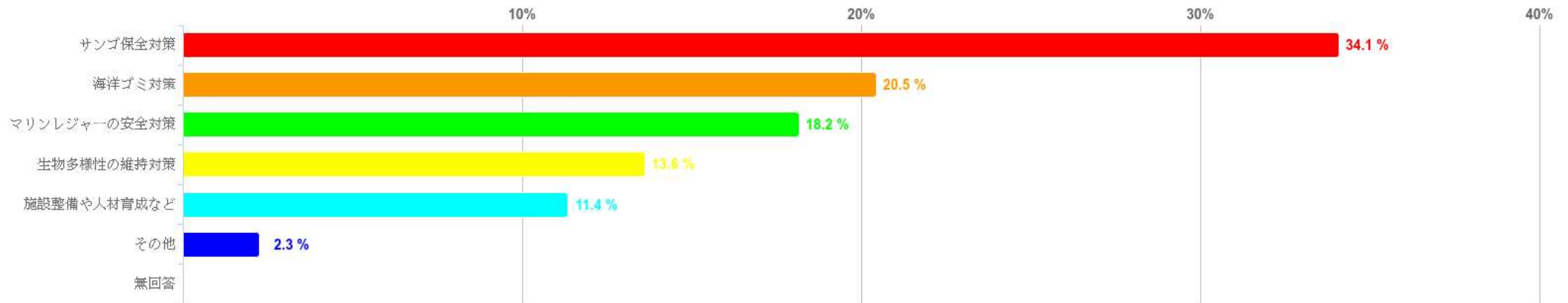
- ・とても賛成は47.7%と過半を下回った。（やや賛成を加えると61%）
- ・どちらでもないが23.9%となっている
- ・自由意見では「費用対効果・エビデンス・用途の透明性」要求が強い。
- ・反対層は「まず安全」「ルール未整備が先」という優先順位を示す傾向。

【課題】

- ・導入には、用途の見える化が不可欠。

アンケート調査

Q13：環境協力金（寄付制度など）などの制度について、適切だと思う用途について以下より選んでください



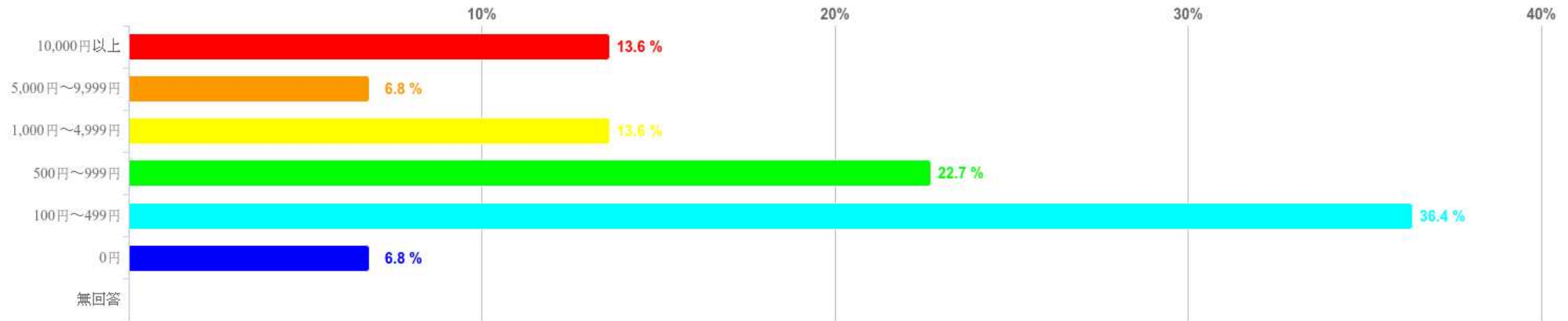
【結果】

- ・サンゴの保全対策が34.1%、次いで海洋ごみ対策が20.5%となった
- ・海洋ごみ、漂着ゴミに対するストレスが高いことがうかがえる

【課題】

- ・導入には、用途配分の設計（例：保全○%、安全○%、管理運営○%）と、事業者・住民が納得できる意思決定プロセスが必要。

Q14：環境協力金（寄付制度など）について、妥当だと思う金額



【結果】

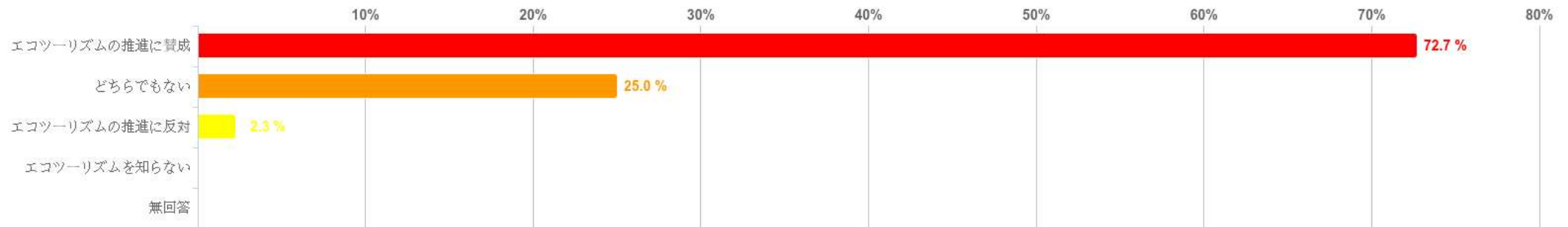
- ・ 100～999円のレンジが最も多く、合わせて59%となった
- ・ 一方、5,000円以上が20%で、価格設計の価値観が割れる結果となった
- ・ 0円は6.8%と、5,000～9,999円と並び最も少ない結果となった

【課題】

- ・ 商品単価の幅が大きく、一律額は合意形成が難しい可能性がある。

Q15：恩納村でエコツーリズムを推進することについて

※エコツーリズム推進法とは、自然を守りながら観光を楽しむための仕組み。地域が計画（利用ルールや人数制限、ガイド活用など）を作成し、住民・事業者・行政が協力し、環境保全と観光を両立するための仕組み。



【結果】

- ・賛成は72.7%、反対は2.3%と賛成が多数を占めた
- ・どちらでもないは25%で「**運用が見えないと判断できない**」「**公平性が担保できるか不安**」「**データ・検証の不足**」といった**実装条件への懸念**が不安要素

【課題】

- ・合意形成の焦点は「理念」より**運用設計**（誰が、どう管理し、どう公平性を担保するか）

Q16：Q15の理由についてお聞かせください

(賛成と回答したかたのご意見)

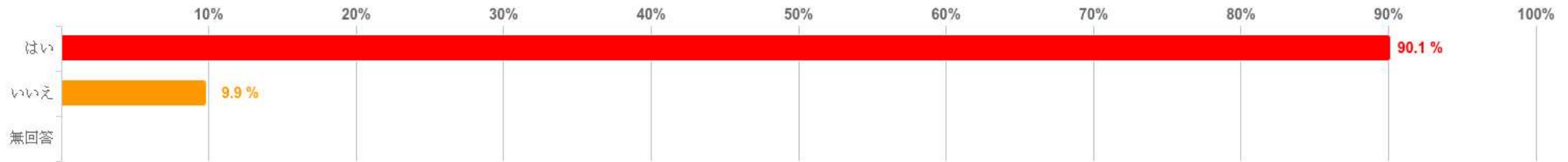
- ・官民が一緒になって運動を推進しなければならない。ビジターセンターを作って環境保全の重要性、その利用する前に知識として啓発が重要
- ・海を守るため 持続可能な事業のため、自然が守られていくべきである。
- ・村内の事業者が適切な価格で事業を継続し、事業収益から納税を行い、地域経済に貢献をしていくのが地域のためである。
- ・真栄田岬の利用に関しては環境保全も大事ですが、事業者の管理ができる体制づくりが必要。一定の基準を満たした事業者。あるいは恩納村独自の許認可制度を策定することも必要であり管理と教育と制限を段階的に進めることで環境保全もオーバーツーリズムも対策され、地域の環境も良くなるように思います。また、国内でも低価格で売られている体験商品を標準、もしくは高付加価値な商品へと変化させ、企業の雇用の安定化、健全な運営が可能な状態に戻ってくると思います。
- ・マリン業者は、これを前提に営業するべき。守れないところは罰則や、営業停止にするなど思い切った対策をしないと中々進まないと思う。
 - ・観光人数が多いため細かいルールが必要。
 - ・特に真栄田岬では、オーバーツーリズムの影響により、本来の沖縄の自然を体験できる環境が失われつつあるため。
 - ・環境を守るには事業者だけではなく、地域、観光で訪れる方々の理解と協力がないと成り立たないと考えます。広報、周知、勉強会など時間を掛けて、行う事かと考えます。ひとりひとりが考え、環境を守ること、未来に残すことが大切なんだと言うことを、理解することから始まめないといけないと思います。
 - ・マリンショップのエゴでいまだに餌付けをしている業者がいる。
そう言った業者はお客さんが喜ぶから！と理不尽な理由で餌付けを正当化していて、到底納得できるものではない！
- ・行政はもっと関わるべき。真栄田岬のように各ダイビングポイントの陸上施設の整備は必要
- ・4組8名であれば写真に5分以上かかり前に進まな

Q17：その他のご意見・ご要望について自由にお書きください。（FA）

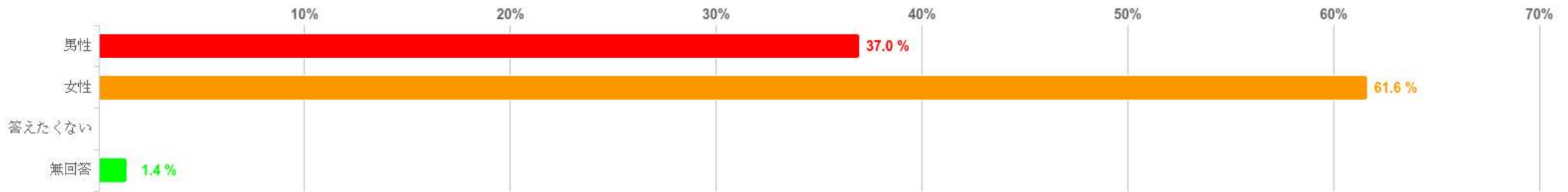
- ・ 早めにエコツーリズム、オーバーツーリズムのルール作りが出来ればと思います。
 - ・ 環境対策もちろん大事ですが、まずは安全対策では？
ダイビング指導団体の基準を守っていない業者が多数存在します。課題は環境対策よりまずは指導団体の基準を守らず無
法地帯になっているのを先に整備するべき
 - ・ 真栄田岬においてルールを知らない人が多すぎるので行政にて周知して欲しい
 - ・ 全ての事業者の声を聞き、調査をして徐々に動いてほしい。エビデンスと費用対効果を示してほしい。気候変動と人的被
害の違いやデータなど。費用対効果が低く、事業者だけが損をする形は望まない。
 - ・ 無店舗、現地集合・解散型の事業者がモラルの低下、価格破壊の元凶。抜け道がないように厳しくルール整備をのぞむ。
 - ・ まずは、管理できる体制作りからスタートし、人数規制などは状況に応じて進めて頂きたい。
 - ・ 恩納村としては餌付けは禁止ですよ？ いい加減、餌付けやめましょう！ お麩？油で揚げたものですよ、海で撒いていい
んですか？恩納村の見解を聞きたいです。中国人がマネしてます。
 - ・ 人材育成を恩納村独自でも力を入れて欲しい。各事業者はお店のロゴマークを身につける、腕章を付ける、名札を首
から掛けるなど、誰からみても業種と分かるようにし、下手なことが出来なくなる
 - ・ 真栄田岬のオーバーツーリズムには行政が関与して、なんらかのルールを強制してもいいと思います。
 - ・ 特に真栄田岬から長浜まで無法地帯になってます。ただ、厳しくすると質の悪いお店が北部に北上してくる
- ・ インフラ整備の観点から見ると、本質的な課題はビーチを利用できる場所が県内で数カ所に限られていることにある。観
光客が特定のエリアに集中し、オーバーツーリズムが発生するのは当然です。現在のように利用可能なフィールドが限られ
ている状況では、規制や立ち入り制限だけの対応では根本的な解決にならない。新たなフィールドを整備・開放し、利用
者を分散させていく仕組みづくりが必要。逃げ場や本質的な解決に繋がるゾーニングも必要。レンタカー利用者の増加に
よる駐車場不足や交通渋滞といった問題も深刻であり、これらは単なる観光マナーの問題ではなく、モビリティ全体の設
計の問題。駐車場整備、公共交通やシャトルの導入、環境負荷の少ない移動手段の活用などを含め、地域全体を俯瞰した
インフラ整備が求められる。環境保全と観光振興を両立させるためには、規制一辺倒ではなく、フィールドの分散、交
通・駐車場対策を含めた総合的なインフラ計画を進めることが重要
- ・ 届出事業者やコミュニティに所属している事業者とそれ以外との情報格差をなくすことが必要。

アンケート調査_②恩納村民

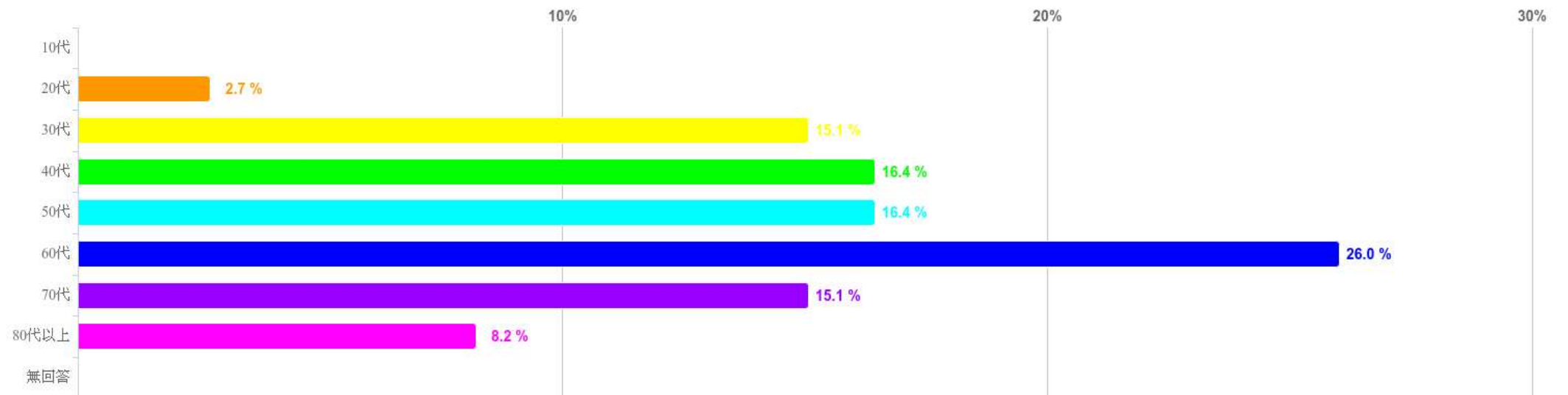
Q1：現在、恩納村にお住まいですか。



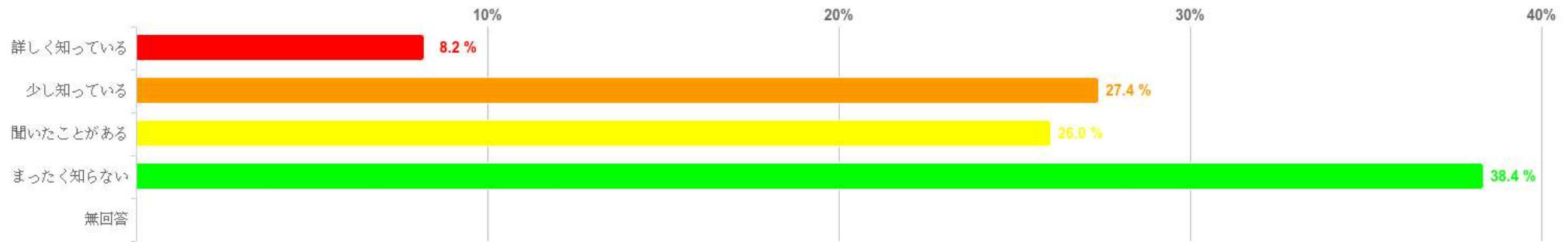
Q2：性別



Q3：年代



Q4：恩納村海岸管理条例について



【結果】

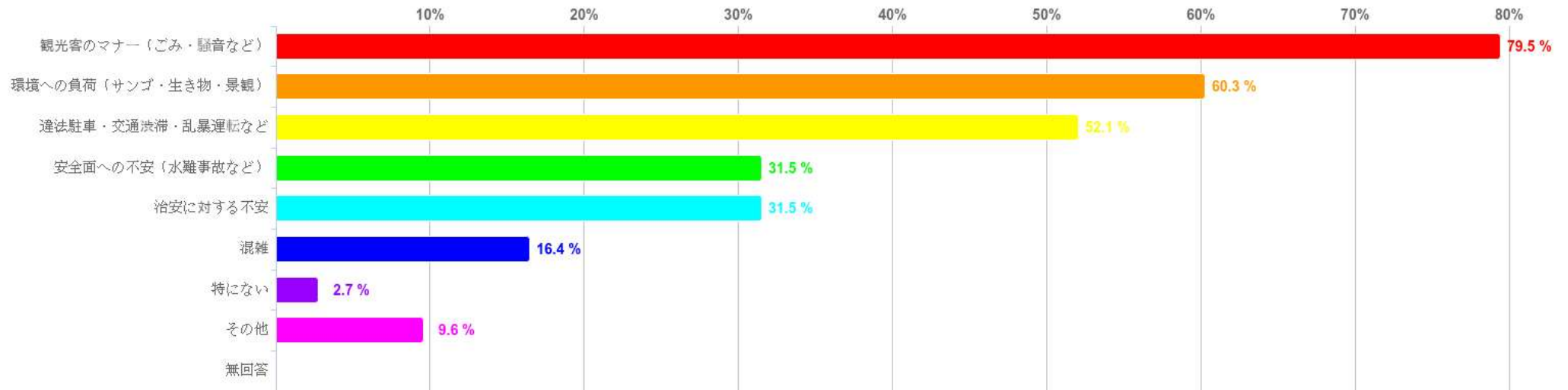
「まったく知らない」「聞いたことがある」を合わせると全体の約8割を占め、条例の詳細な内容まで村民に浸透していない

【課題】

新たなルールや条例等を村民および観光客にどうやって周知徹底させるか（看板、SNS、広報誌、事業者経由での案内など）の**実効性のある広報戦略**をセットで検討する必要がある

アンケート調査_②恩納村民

Q5：海や海岸を利用した際、気になったことがあれば教えてください（複数選択可）。



- ・暴走行為、騒音、ゴミの不法投棄
- ・ホテルが専有している
- ・貴重な植物や海の生き物の採取
- ・ゴミのポイ捨て(観光客だけでは無い)、漂着ゴミ、ゴミの散乱
- ・観光客というよりは受け入れがわのマリンショップのマナーも気になる
- ・海岸が狭くなっていて貝殻が無くなった
- ・万座毛のショッピングモールのように、元の景観や自然が大きく破壊され、税金がその建設会社や運営会社に回っているのではないかと疑っている。エコツーリズム推進と言うが本当の目的かどうかとも疑っている。景観や自然を観光資源化するなら、税金を払っている地元民の意思と、わざわざ訪れる観光客の分析を改めて見直したほうが良い。
- ・目印を持たずにシュノーケルをしている外国人の多いこと、船にひかれなにか心配

【結果】

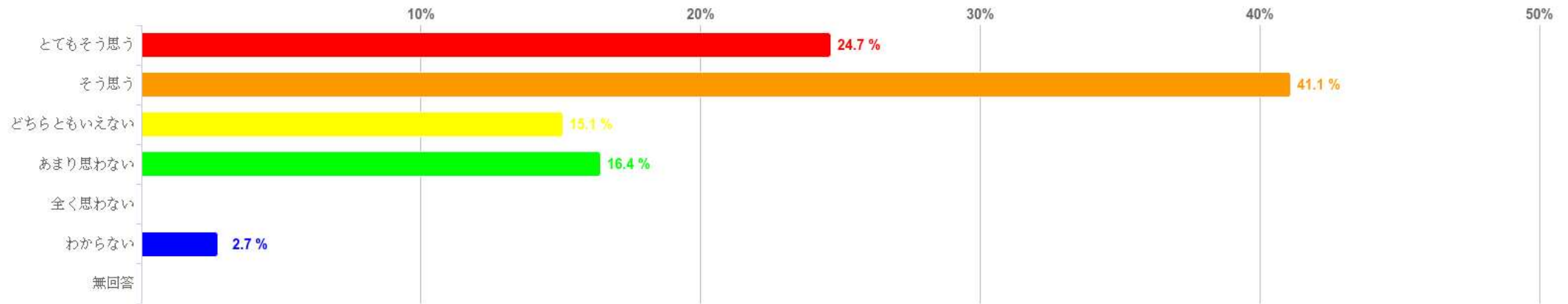
村民の多くが、日常生活の延長線上にある海岸等で「観光客のマナー79.5%」「環境への負荷60.3%」「違法駐車など53.8%」に強いストレスを感じている。自由回答（FA）からも、「一部の無責任な利用が放置されている」ことへの不満が見受けられる。

【課題】

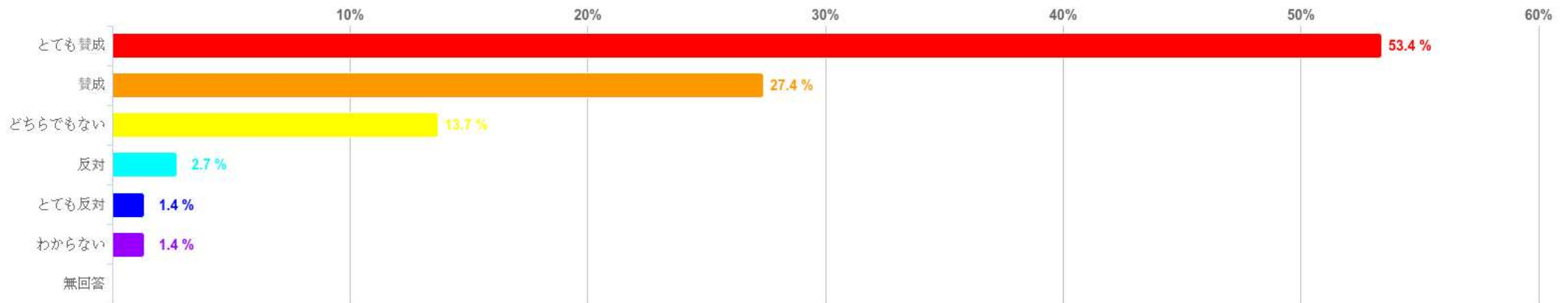
村民は「オーバーツーリズムによる生活環境への実害」を感じている。「村民の生活環境を守るための防波堤」として、早急に観光管理の取組みを推進することが求められる。

アンケート調査_②恩納村民

Q6：マリンレジャーは地域経済に役立っていると思いますか。



Q7：恩納村の自然環境を守るために、「保護エリアの指定」「入域数の上限設定」「利用時間ごとの人数調整」「事業者の許可制度や利用条件の設定」「観光客や利用者への教育義務化」などのルールを導入することについて



【結果】

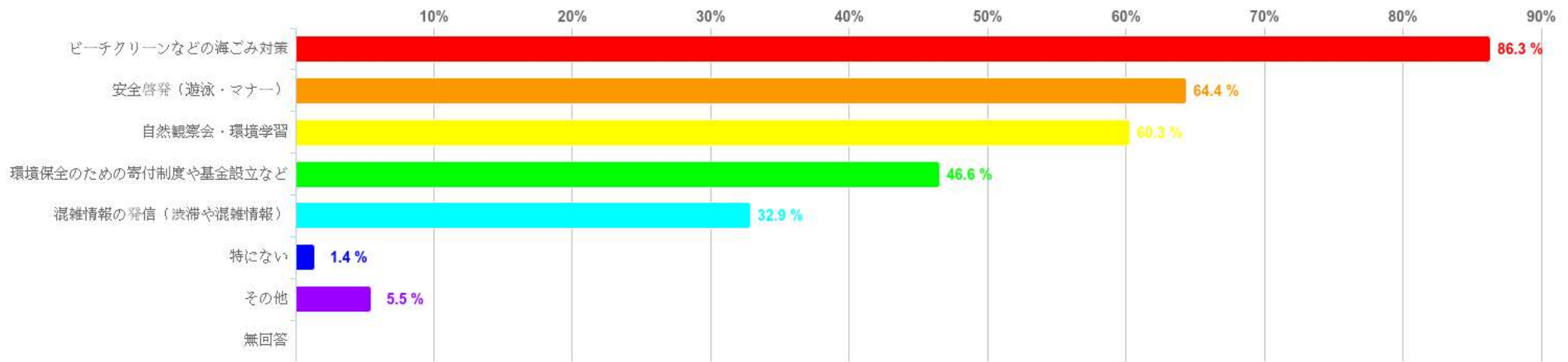
多くの村民がマリンレジャーの経済的恩恵（Q6）を認めている一方で、それ以上の圧倒的多数（8割以上）が「入域上限の設定」や「事業者の許可制」といった強制力のあるルールの導入（Q7）に「とても賛成・賛成」と回答

【課題】

「無秩序な利用による短期的な利益」より「一定の強制力をもったルールの導入による自然環境の持続性」を強く望んでおり「質の高い観光への転換（高付加価値化）」が求められている

アンケート調査_②恩納村民

Q8：恩納村・事業者・住民・観光客等が協力して進める取組で、関心のあるものを教えてください
(複数選択可)



その他 (FA)

- ・ダイビングショップ、レンタカー会社への営業マナー、特に旅行客へのマナー指導の徹底をお願いしたい
- ・海で漂流・漂着ゴミ対策で、ゴミ箱の設置やコンビニや自販機 テイクアウトを提供している店舗へのゴミ箱設置の義務化等の指導はできないのか？ ゴミは海にある物ではなく、陸から海へ流れた物
- ・無断での路駐の禁止
- ・税金の使い道、恩納村の海岸沿いに建てられたホテル、施設の運営会社と建設会社の公表
- ・ボランティアに頼るのではなく、環境整備に税金を使って欲しい

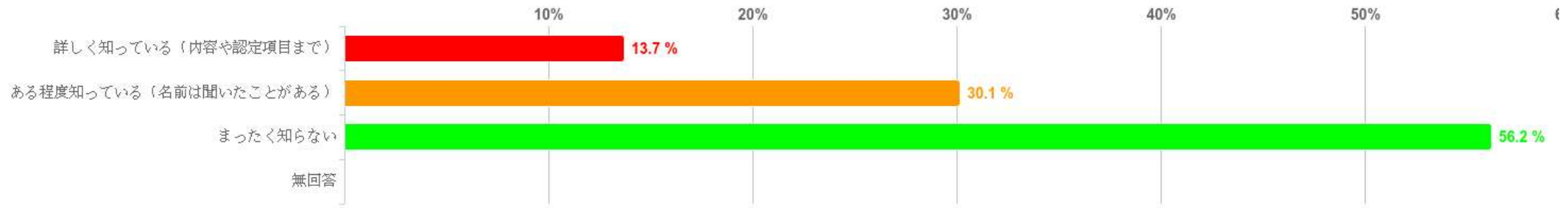
【結果】

実践的な「ごみ対策」への関心が最も高いと同時に、半数の村民が「寄付制度や基金設立」という仕組みづくりに関心を寄せている。「環境整備に税金を使って欲しい」といった、経済的持続性への課題指摘

【課題】

「ボランティアや性善説に頼った保全活動は限界を迎えている」という村民の共通認識がある。委員会で議論すべきは、「誰からどのようにお金を集め(協力金等)、それをどう透明性を持ってサンゴ保全やゴミ対策に還元するか」という具体的な資金循環モデルの構築が求められてる

Q9：「Green Fins」といわれる制度をご存じですか？



【結果】

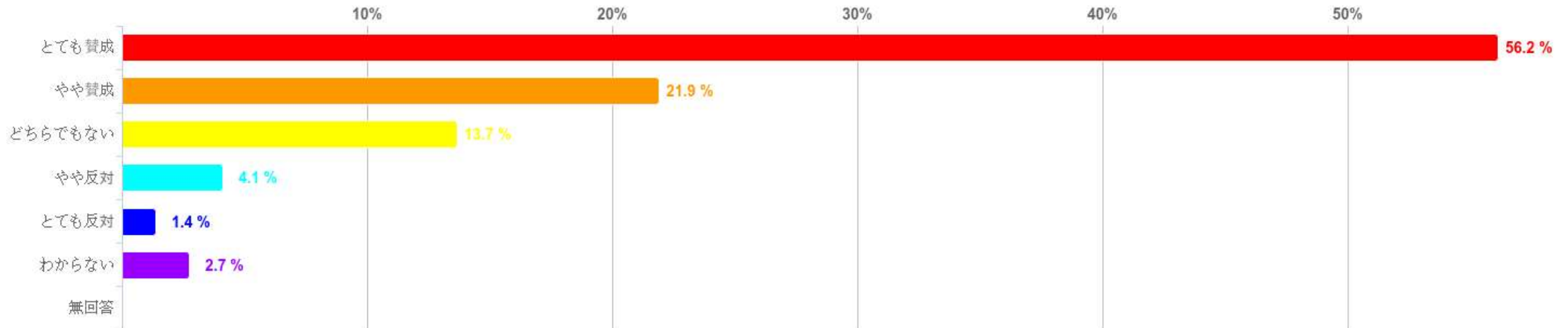
「詳しく知っている13.7%」と最も低くなっており、村民への周知が不足していることが明確になった

【課題】

サンゴの村プロジェクトを推進するうえで、認知度の向上が求められる

アンケート調査_②恩納村民

Q10：世界各地のビーチリゾートにおいて、環境保全や安全対策、サービス品質向上のための財源として、観光客などに一定の負担を求める制度（環境協力金など）が導入されている国や地域もありますが、恩納村でもこのような制度を導入すべきだと思う



【結果】

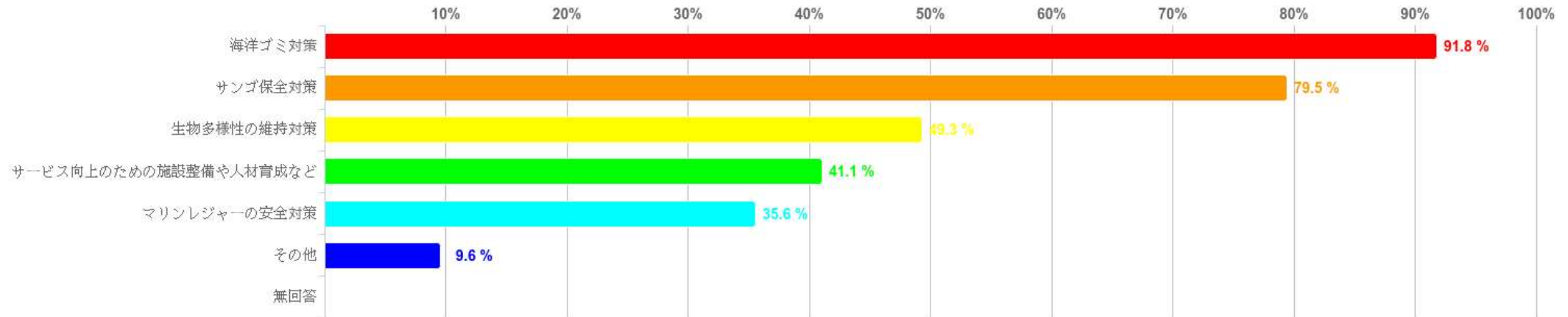
「とても賛成56.2%」と「やや賛成21.9%」で78%の村民が、「受益者負担（協力金等）」の仕組み導入を支持している。また、その用途は「サンゴ」と「ゴミ」という極めて具体的で目に見える課題解決に向けられてい

【課題】

「受益者負担（協力金等）」の仕組み導入に向けて、さらに幅広い関係者の意見を拾い上げ、合意形成を図ることが求められる。また、「誰から（宿泊客か、日帰り客か、事業者か）」「どうやって」徴収するかの具体的なスキーム設計

アンケート調査_②恩納村民

Q1 1：協力金制度（寄付制度など）について、適切だと思う用途について以下より選んでください。



その他（FA）

- ・昔のような生物、珊瑚がたくさん見られる海にするための財源とする
- ・下水道整備
- ・安全対策や人材育成の費用は村でなく県が行うべきと考える
- ・地域住民や地域事業者でじゅ日必須制度であれば良いが、2に寄付と謳いながら半強制的なものになりそうなのでこのようなものを作ることが不適切
- ・制度を作ること事態反対

【結果】

「海洋ごみ対策91.8%」と「サンゴ保全対策79.5%」が大きな支持を得た。

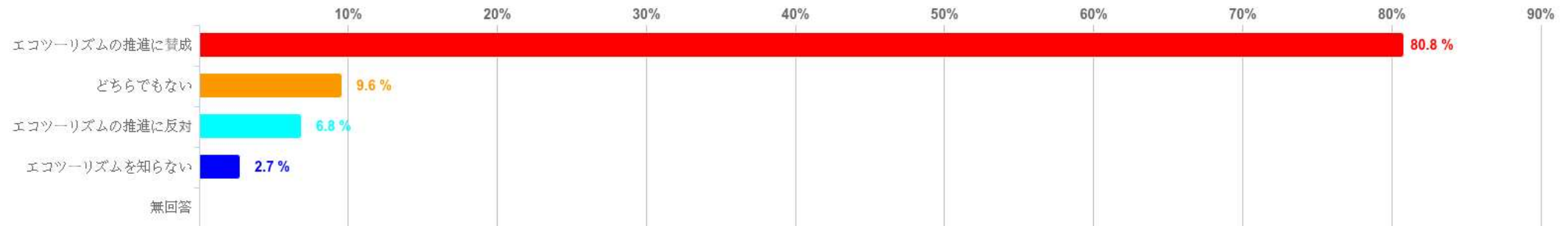
【課題】

さらに幅広い関係者からの意見収集が必要

アンケート調査_②恩納村民

Q12：恩納村でエコツーリズムを推進することについて

※エコツーリズム推進法とは、自然を守りながら観光を楽しむための仕組み。地域が計画（利用ルールや人数制限、ガイド活用など）を作成し、住民・事業者・行政が協力し、環境保全と観光を両立するための仕組み。



Q13：Q12の理由についてお聞かせください（FA）※一部を抜粋

（Q12で賛成と回答）

- ・自然を守らずして沖縄の持続的なツーリズムは成り立たない。また住民の居住環境を守る事は観光利益よりも優先され、初めて持続的かつ沖縄の持つ独自性の他に替え難い世界中の人々を引きつける場所を守る事が出来ると考える。県外のホテルがいまも新たに建てられ続ける現状を変えるためにも必須と考える
- ・自分が観光者の立場として、恩納村を初めて訪れた時や日本の他の地域に出かけた時、その地域資源を守ってきた人々の生活や活動にちゃんとお金が支払われていて持続可能な状態なのだろうかと何度も思っているから。
（研究もしかり、お金がない、～がない、という、ギリ貧で性善説的に行なっている活動があまりにも多いため、制度化と資金循環は必要であると考え）
- ・自然環境を守る為に必要
- ・路上駐車、ゴミ処理対策、治安、安全対策
- ・観光が大きな経済基盤なので、今後も地元民との共生や観光資源の保全のためにも必要だと思う
- ・漁業事業者の制度認識と漁業区域との関係、組合の発信力強化、4つの漁港の利用促進。

Q13：Q12の理由についてお聞かせください（FA）

※前頁続き

（Q12で反対と回答）

- ・自然を守り後世に繋げる活動は必要だと思われます。村内の観光業の発展も今後の村内の若者の就労への選択肢が増える面で大事だと思いますが、過度な保全は人的自然破壊に繋がるのではないかと将来的に推進する事での住民への負担や住民生活への制約等でのデメリットは無いのか？という懸念があります。
- ・エコツーリズム推進法の趣旨である「環境保全と観光の両立」自体には共感しています。推進に反対と回答したのは、その理念に反対なのではなく、進め方と土台（理念の共有、合意形成、透明性）が整わないまま運用が先行しているように感じるためです。
この制度に関わる立場は、住民・事業者・観光客の中にも多様な関わり方と価値観があり、沖縄・恩納村の青の洞窟や体験ダイビングをめぐっても、生活・安全・自然・観光それぞれの見え方が変わります。にもかかわらず、協議会などの議論が限られた視点に寄り、結論ありきのように受け取られる進行になると、実質的に強制に近い形で決まっていく印象を生み、反発や不信につながります。過去の議事録も拝見しましたが、多様な意見がある中で、論点整理や回答・検証が十分に尽くされていないように感じる場面がありました。
地域の暮らし、自然の回復力、そして安全は短期の納期より長期で責任を負うテーマです。だからこそ最初に、何を守り、何を良しとし、何を譲れないのかという明確な理念を言語化し、関係者全体で方向性を揃えた上で、対話と検証を重ねながら進めてほしいです。100年後を見据えて、10年かかってもいいので、押さず急かさず熱を渡す進め方で、納得感のある仕組みづくりを望みます。
- ・旅行者から環境税としてお金を取り地元民は無償か格安にして差別化してほしい
- ・まず、ホテルが多すぎるのが原因。利用ルール以前の話。誰のためのエコツーリズムなのか疑問。
- ・行政、事業所が音頭を取るの賛成だが何故『住民』が？やるのかが理解し難い。ボランティアは解る。

【結果】

「エコツーリズムの推進に賛成80.8%」と大きな支持を得た

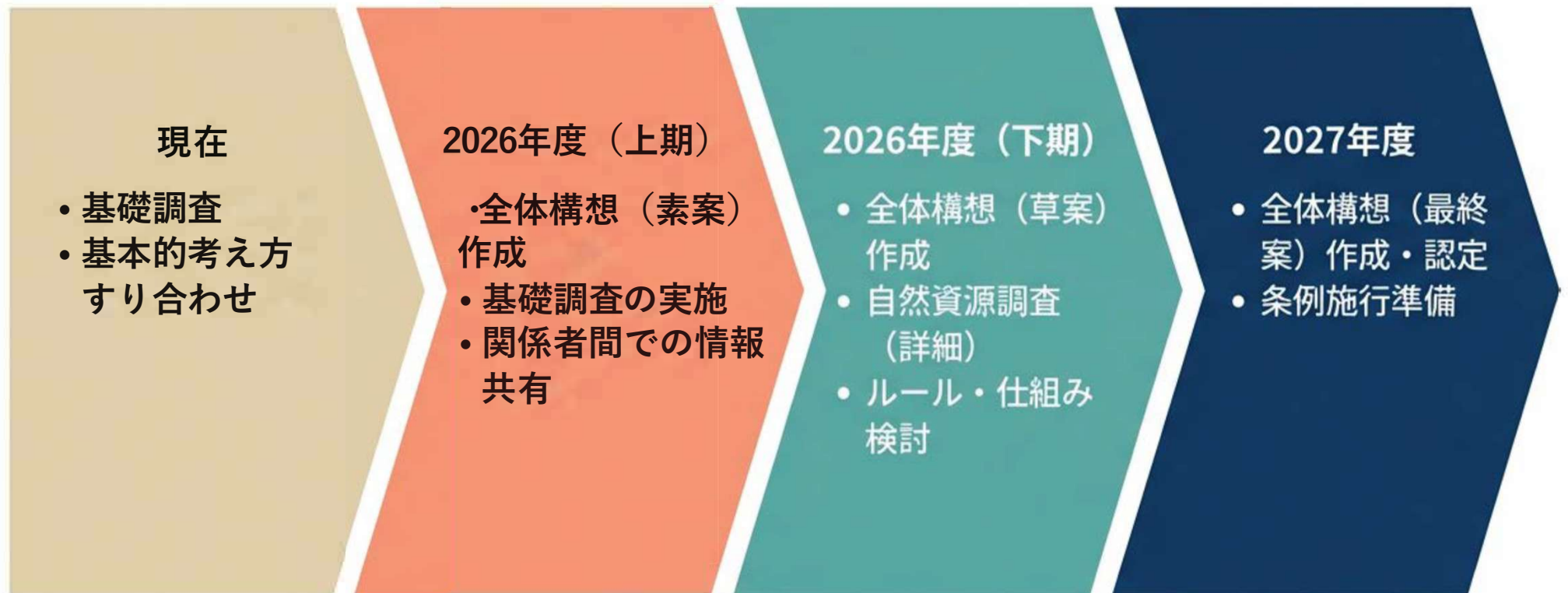
【課題】

一方で、反対と回答した方のFAでは、協議会や議論の進め方等に対する“不信感”があるとのことご意見も寄せられており、情報発信や対話の場づくりの強化が今後の課題となる

令和8年度恩納村エコツアーリズム推進協議会 実施計画（概要案）



全体構想の策定と環境大臣の認定に向けたロードマップ



全体構想の完成・認定は2027年度中を目指す

2026年度 実施計画の全体像（4つの柱）



① 全体構想の策定

特定自然観光資源の指定、ゾーニング、利用ルールの詳細設計。



② 推進体制の運営

検討委員会および専門部会の開催。意思決定プロセスの確立。



③ 調査業務

観光利用実態調査および環境負荷調査による科学的根拠の取得。



④ 合意形成・普及啓発

シンポジウム開催、事業者・地域住民との対話と合意形成。

2026年度 主な実施項目



1. 全体構想（草案）作成

- エコツーリズム推進法に基づく「全体構想」の素案から草案へのブラッシュアップ
- 特定自然観光資源の指定に向けた要件整理



2. 調査業務（自然資源調査）

- 科学的根拠に基づく保全ルールの策定に向けたデータ収集
- 真栄田岬周辺海域におけるサンゴ群集及び生態系調査

成果物：法認定に向けた「エコツーリズム推進全体構想」の策定



- **推進する地域**
恩納村全域および周辺海域
- **対象となる自然観光資源**
サンゴ群集、生態系
- **エコツーリズムの実施方法**
立入制限、ガイド同伴ルール
- **特定自然観光資源の指定**
法的保護を受ける重要区域

本構想は、環境省の認定を受けることで、法的強制力（立入制限や手数料徴収など）を持つルールの根拠となる。

検討委員会、専門部会の実施計画

検討委員会（年3回程度）

役割：全体構想の骨子決定、合意形成の統括

構成：行政、観光協会、漁協、マリンレジャ協会 学識経験者、地域代表
主な議題：全体構想（素案・草案）の審議、シンポジウム開催内容の決定



専門部会（年3回程度）

役割：実務的なルールの詳細設計、科学的データの検証

環境保全部会

- サンゴ礁のモニタリング手法、環境許容量の算定

利用ルール検討部会

- 具体的な利用制限（人数・範囲）、ガイドラインの策定

調査業務：科学的根拠（エビデンス）の取得

観光利用実態調査

- 利用者数・船舶数モニタリング
- 混雑ピークの特定
- ヒートマップによる利用集中箇所の把握

環境負荷調査

- サンゴ被度調査
- 損傷状況のモニタリング
- 水質調査（必要に応じて）

「感覚的な混雑」ではなく「数値データ」に基づき、
国が認める立入制限の根拠を固める。

調査業務実施計画（詳細）

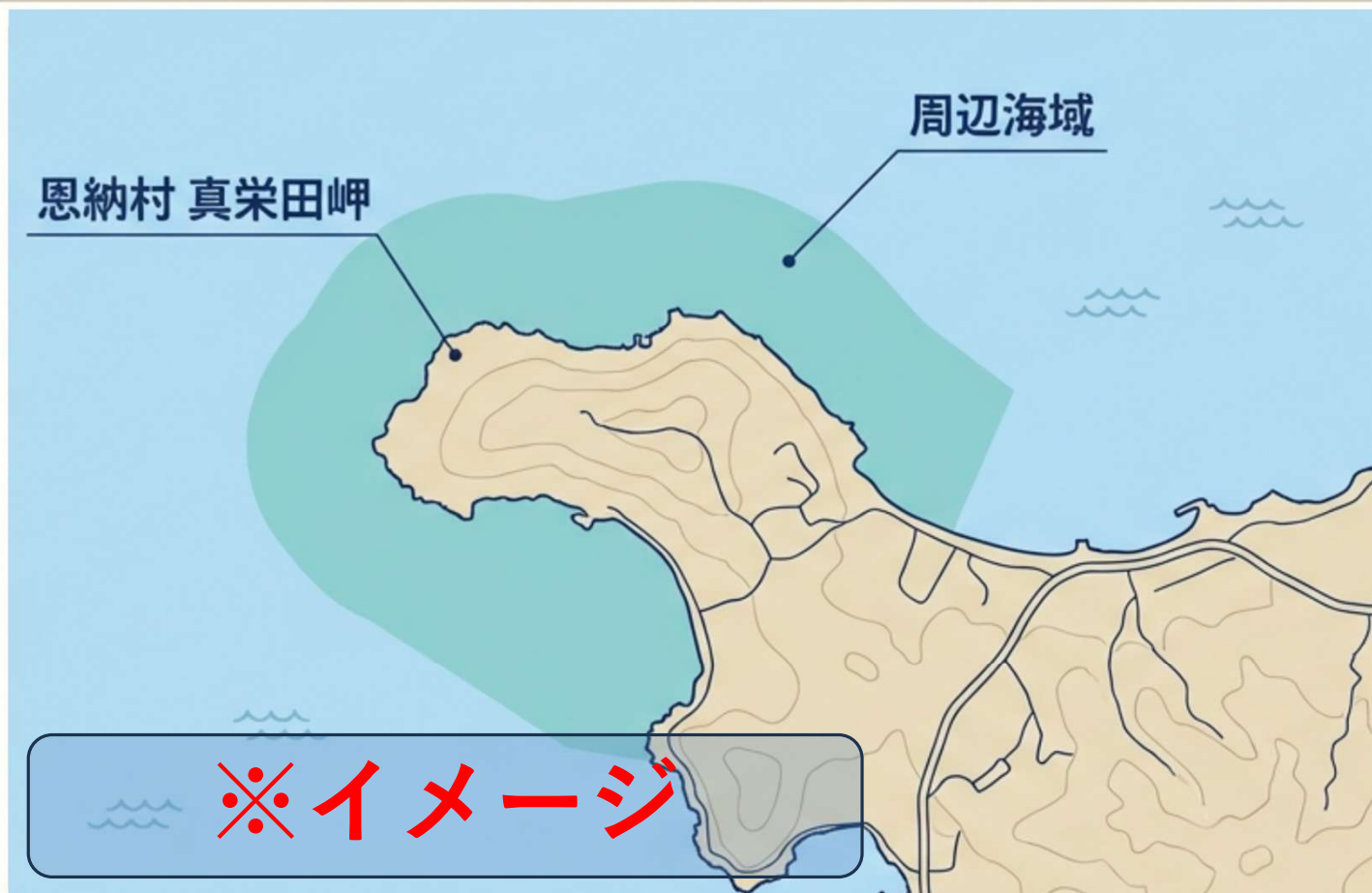
1 自然資源調査（環境モニタリング）

- 対象：真栄田岬周辺のサンゴ礁および海洋生物
- 内容：サンゴ被度調査、白化現象の有無、人為的影響（踏圧等）の確認
- 目的：「特定自然観光資源」の指定に必要な科学的データを収集する

2. 利用実態調査

- 内容：海域および陸域の利用者数、滞在時間、利用形態の把握
- 目的：環境収容力（キャリングキャパシティ）の算定根拠とする

特定自然観光資源の指定とゾーニング（案）



調査データに基づき、真栄田岬周辺等の重要海域を「特定自然観光資源」として指定検討。利用の集中するエリアにおいて、立入数や利用方法を適正化する。

恩納村エコツーリズムシンポジウムの開催（案）

開催時期：2026年10月頃

- 目的：

- エコツーリズム推進の趣旨や目的の共有: 地域全体での意識統一
- 検討内容の共有: 協議会での議論の透明性確保
- 進捗報告: ロードマップ等の現状報告
- 不安や疑問の解消: パネルディスカッション等による事業者・住民との対話
- 参加の場の形成: 意見交換会やワークショップを開催し、誰でも参加できる環境をつくる

転換点：自主ルールから「法的管理」への移行

現在：自主ルール

- 道徳的・マナーのお願い
- 強制力のないガイドライン
- 過当競争と質の低下
- オーバーツーリズムの常態化

未来：法的管理 (エコツーリズム推進法)

- 条例による法的拘束力（罰則付き）
- ガイド・事業者の認定制度
- 入域料による保全財源
(地域自然資産法)
- 環境許容量に基づく総量規制

恩納村の「宝」を確実に守るため、
実効性のある法的枠組みへと移行する。

利用ルールに適正化：質と量のコントロール



① 環境許容量 (Carrying Capacity)

科学的データに基づき、
1日/1時間あたりの受入
上限数を設定。



② ガイド比率 (Guide Ratio)

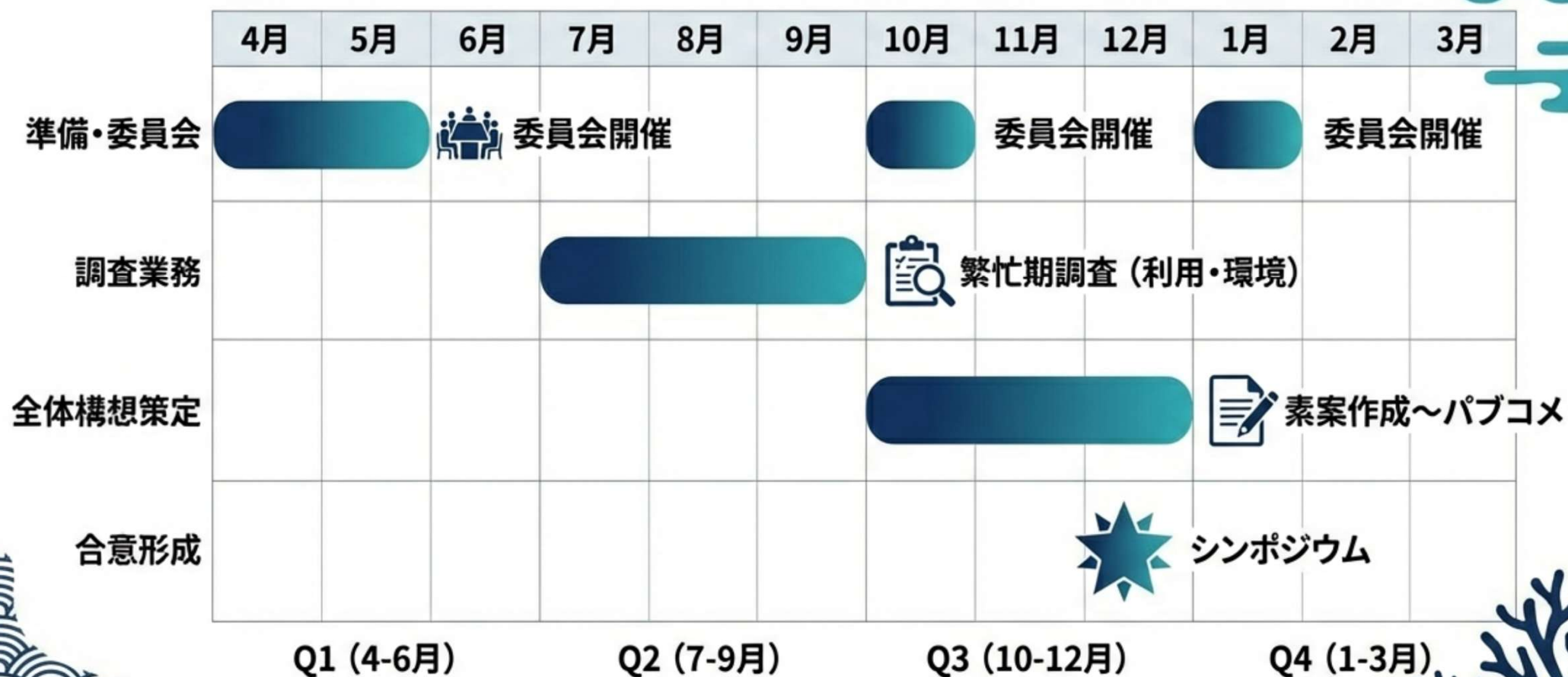
ガイド1名に対するゲスト
人数を制限し、安全性
と環境配慮を徹底。



③ 国際基準 (Green Fins)

環境配慮型ダイビングの
国際基準「グリーン・フ
ィンズ」の導入・推奨。

2026年度 詳細スケジュール

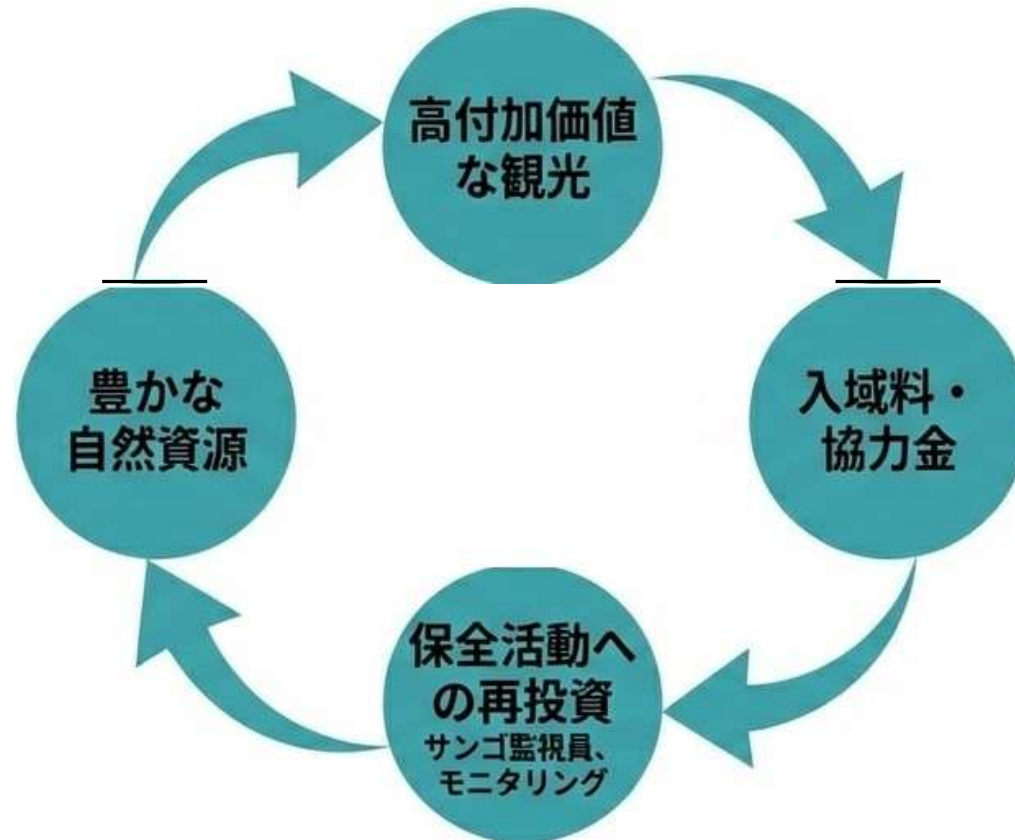


今年度の最終成果物（アウトプット）

- ✓ 恩納村エコツーリズム推進全体構想（案）
- ✓ 恩納村 エコツーリズム条例（案）
- ✓ 観光利用実態・環境負荷 調査報告書
- ✓ 合意形成ドキュメント
（シンポジウム・会議録）



持続可能な循環モデル：保全と経済の両立



観光収益が直接、サンゴの保全と安全対策に回る
「受益者負担」の仕組みを構築する。

参考資料2

議事録：西表島エコツーリズム管理・ガイド免許制度に関するヒアリング

日時：2026年2月10日9時30分～11時

場所：竹富町役場

出席者：

- 竹富町役場：自然観光課 課長補佐 高橋 優人氏
- 恩納村役場：商工観光課 係長 東恩納 大氏、萩本 隆志氏
- バーチャデザイン：片瀬 泰介、積田 慧加

1. 西表島が直面していた課題（背景）

- **個人型観光へのシフト**: 行動が制御されない個人客が増え、地域生活（水着での入店等）や自然環境への負荷が増大。
- **局地的な荒廃**: 特定の滝やフィールドへの集中により、土壌浸食や利用の質の低下（「自然ではなく人を見に来た」状態）が発生。
- **ガイド事業者の急増**: 暗黙のルールを共有しない島外事業者の参入により、保全活動の維持が困難に。
- **世界遺産からの要請**: ユネスコから「観光客数の制限と管理」を求められたことが、法的拘束力を持つ制度への大きな推進力となった。

2. 西表島モデルの「ハイブリッド管理体制」

西表島では、二つの制度を連動させることで「実効性」を持たせている。

制度名	根拠・役割	法的拘束力
エコツーリズム推進法 （全体構想）	島全体のゾーニング、特定資源の入域制限（5箇所）	特定資源のみ有り
竹富町観光案内人条例	ガイドの免許制（事務所拠点、経験、救命講習等が要件）	有り（実質的な許認可）

運用の肝: 「案内人条例」の免許維持条件に「全体構想（ルール）の遵守」を紐付けることで、本来法的拘束力の弱い自主ルールに実質的な強制力を持たせている。

3. デジタルシステム「フィールドエントリーシステム」の実装

膨大な行政事務（申請・審査・決済・人数管理）を自動化するために導入。

- **自動化された審査**: ガイドがスマホから代理申請。システム側で「そのガイドの引率上限（例：1日14人）」や「エリアの総量（例：1日200人）」を自動計算し、即時承認。
- **クレジット決済**: 入域料（手数料）をシステム内で完結。行政の「納入告知書」による手間を排除。
- **不正防止**: 予約時に顧客のメールアドレスを固定。空予約（枠の買い占め）を防止

し、当日の QR コードチェックインで実数を把握。

- **オフライン対応:** 電波の入らない現場でも、システム上の「デジタル承認証」を巡視員に提示可能。

4. 恩納村への示唆：合意形成と運営体制

- **合意形成のプロセス:** 「お上から決める」のではなく、島を 6 エリアに分け、全事業者に声をかけてワーキンググループでルールを作った（70%以上の事業者が参加）。
- **「みなし公務員」の活用:** 巡視員に「退去指示」の権限を持たせるため、条例で「みなし公務員」規定を設けた。
- **中間支援組織（西表島財団）:** 事務・システム運用・巡視などを担う専門組織として、役場の外に財団を設立。地域おこし協力隊や外部資金（ガバメントクラウドファンディング等）を活用。
- **規制と認定の使い分け:** 規制（マスト要件）は最低ライン。地域に貢献するガイドを引き上げる「認定（プラス要件）」との二段構えが、地域住民の納得感が必要。

5. 恩納村での展開に向けた具体的論点（東恩納氏・高橋氏質疑より）

- **海のフィールド管理:** 恩納村（真栄田岬等）は海域のため、船内での管理や陸上のエントリー口での QR 管理が現実的。
- **事務局の自立:** 手数料収入（西表は 500 円～1000 円）をプールし、管理コスト（システム・巡視）に充当する仕組みの検討が必要。
- **実績報告の電子化:** 西表島では当初「紙」で地獄を見た経験から、最初から案内人管理システムと実績報告を紐付けることを推奨。

■その他

- ・顧客側から事業者を選ぶ基準や指標がない

→責任ある事業者（ガイド）を選択する基準づくりが今後の課題

■質疑応答

- ・エコツーリズムに取り組む契機と背景

→2017～実態調査が始まると同時に、世界遺産登録に向けた動きが出てきた

→2019 年世界遺産推薦書提出がエコツーリズムに取り組む契機となった

→一方、関係者や島民は登録に反対だった→その前に現状課題の解決が先

（ガイド事業者が急増し自然フィールドが荒らされる状況を解決したい）

→ガイド事業者が急増し、自然フィールドが荒らさるとの懸念から、島民から対応を求める声が大きくなった

→当時はルールがない状況だったことから、規制の導入を求める声が大きくなっていった

・観光振興計画策定の理念として、自然環境の保全が最優先課題に上がる

・規制と認定について

→2者択一ではなく、両輪の仕組みだと考える

→規制＝最低限まもるべき義務→マスト要件

→認定＝優良事業者（より望ましい）が見える化する仕組み→ウォンツ要件

・観光案内人条例は事実上の許認可制度となっている（免許制度）

→竹富町（西表島）では、導入に反対はなかった

・免許制度（事業者単位）において、事業者の拠点が島内にあることが条件となる

・登録引率事業者（登録引率ガイドが一人以上所属していることが条件）

→自然観光資源および特定自然観光資源の制限区域に立ち入るために必要

・事業者に対する許認可とガイド個人に対する免許が連動している

→特定自然観光資源の制限区域に入域するのに必要

・入域制限区域の総量規制

→1日当たりの入域制限上限に達した場合あふれる（枠の取り合い）

・旅行の商習慣とは相反する

→リクエスト予約となるためライト層が離脱していると予想される

→一部の事業者からは反発がある※もっと集客したい

・罰則規定について

→特定自然観光資源に無断立入のみでは罰則適用されない

→自治体職員が注意勧告し、従わない場合に適用される

→巡視員を立てることが必須となる

→観光案内人条例に抵触した場合免許の取り消し等の行政処分

→無免許の場合（条例の行政処分は5万円の過料のみ）

・フィールドの無断立入の場合の罰則（刑事罰）

→30万円以下の罰金

→対人のみの罰則となる（事業者は適用外）

・特定自然観光資源以外のフィールドの利用が拡大している

→住民の不満につながっている

・ FES（フィールドエントリーシステム）について

①入域料は地方自治法にもとづいて、事務手数料として徴収している（500円）

→歳入として一般会計に組み込まれている

②特別徴収義務者＝西表財団

→事務手数料を差し引いて町へ一括納入

③入域の事前申請と承認、総量管理、人数カウント、入域資格の確認、料金徴収を一元的に管理している

④観光案内人管理システムの構築

→免許所持事業者のみがログインできる管理システム

・環境許容量の決め方

① 当時の利用者数をもとに算出

② 滝の前の滞留エリアの空間面積÷人数＝一人当たりの空間面積を基に算出

③ 混雑しすぎない範囲

・環境負荷について

→科学的な根拠を明確に算出するのは困難

→現状の利用状況、混雑状況、利用者の満足度などをもとに算出する

・規制の枠組み

①特定自然観光資源（立ち入り制限区域の指定）＝場所

②観光案内人条例（事業者とガイドの免許）＝人

・モニタリング

→従前の調査データなどを用いて、水質、植生、生物の生態などをもとに環境負荷などをモニタリングしている

→総量規制や制限区域の見直しなどについて、FESのデータも参照し利用状況を把握しながら行っている（制限区域以外の利用も事業者が報告義務を負っている）

・全体構想の認定について（条例、規則の必要性、モニタリング手法など）

→特定自然観光資源の指定のみなら条例は必要ない（事前申請と承認の仕組み）

→許認可制度とするには、条例とのセットが必要となる

(エコツーリズム推進法の施工に関する条例)

①町の職員とみなす規定

②入域料(事務手数料)徴収に関する規定

~~~~~

(立入承認事務手数料の還付)

第3条 条例第4条第2項本文ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付に係る還付割合及び同条同項第3項に規定する規則で定める場合は、別表で定めるところによるものとする。

(特定自然観光資源の管理運営に係る事務の委託)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる基準に適合する法人とする。

(1) 条例の規定について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。

(2) エコツーリズム推進法、西表島エコツーリズム推進全体構想及び竹富町観光案内人条例について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。

(3) 西表島等に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。

(4) 観光ガイド免許証(竹富町観光案内人条例(令和〇年竹富町条例第〇号)第9条第10項に規定する観光ガイド免許証をいう。)を有する者を常時雇用していないこと。

◇<https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/ecopabukomeann.pdf>

~~~~~

・西表財団の設立背景と組織運営の仕組み

→全体構想の策定と並行し、運営体制についても議論を進めた

→設立準備室は役場内に設置し、外部人材の登用、クラウドファンディングなどを用いた

→ランニングコストは入域料から捻出

→補助金ではなく、事業委託を行っている

参考資料 3

議事録：一般財団法人西表財団 ヒアリング

日時：2026年2月10日 14:30～

場所：西表財団 事務所

出席者：

- 西表財団：北 龍智 氏（事務局長）
- 恩納村役場：東恩納 大 氏、萩本 隆志 氏
- バーチュエデザイン：片瀬 泰介、積田 慧加

1. 財団設立の経緯と役割

- **動機**: 世界遺産登録に伴う「観光客の上限規制（30万人/年）」と「環境モニタリング」の要請。これらを担う「実動部隊」として、行政（竹富町）や既存の観光協会（石垣拠点）とは別に、**島内に拠点を置く専門組織**が必要となった。
- **立ち上げ時期**: 2021年11月設立、2022年5月から実質的な事務局業務を開始。当初は「地域活性化起業人」制度を活用し、民間（JTB等）からの出向者を中心に体制を構築。
- **役割の明確化**: 町からは「役場の真似（行政組織化）はするな。民間として自走し、柔軟に対応できる組織になれ」と指示を受けている。

2. 多岐にわたる受託事業と運営体制

財団は単なる「予約管理」だけでなく、島内の保全・管理業務の包括的な受け皿となっている。

- **主な業務内容**:
 - エコツーリズム推進法に基づく入域管理（システム運用・問い合わせ対応）。
 - 環境省・町からの受託（希少種パトロール、登山道整備、漂着ゴミ対策）。
 - 海域公園地区の巡視・モニタリング（放置ブイの整理・管理）。
 - ガイドのスキルアップ研修・試験の運営。
- **雇用創出**: 事務局は7名だが、現場のパトロールや巡視員には**地元のガイドや住民を雇用**。冬場のガイドの副収入確保や、自分たちのフィールドを自分たちで守る意識の醸成に寄与している。

3. 持続可能な経営と資金調達

- **行政委託金の課題**: 単年度予算のため、中長期的な経営計画を立てにくい。国の交付金増減に左右されるリスクがある。
- **企業連携の成功例（ダイキン工業との協定）**: *10年間の長期協定を締結。寄付金が直接財団に入るため、行政予算では難しい「自由度の高い活動」が可能。
 - マングローブ保全を通じたカーボンニュートラルへの貢献など、企業のESG投資と地域の保全ニーズを合致させている。
- **入域料の扱い**: 現状は「町の手数料」として一般財源に入るが、実質的にはシステム保守や事務局運営費として、委託料の形で財団に戻されている。

4. 運用上の課題と現場のリアル

- **システム運用の苦勞:** 24時間365日稼働するため、年末年始の直前講習対応や、現場の通信環境・スマホ操作への不慣れによる問い合わせ対応など、属人的な負荷が大きい。
- **行政用語の壁:** 「還付（返金）」などの行政用語が事業者・旅行者に伝わりにくく、コミュニケーションの齟齬が発生しやすい。
- **特定事業者との対立（訴訟問題）:**
 - 1社あたりの引率上限設定に対し、大規模事業者が「職業選択の自由」等を理由に不服を申し立てている。
 - 規制と自由競争のバランス、島外の大規模資本から地元小規模事業者を守るためのルール設計の難しさが浮き彫りになっている。

5. ガイド試験の「外注」による公平性担保

- 案内人条例に基づくガイド試験は、財団が事務局を担うが、実際の技術審査（ロープワーク等）は、専門性を持つカヌー組合や山岳専門家に再委託している。
- これにより、行政が直接判定を下すことによるトラブルを避け、現場の納得感を高めている。

参考資料4

議事録：西表島エコツアーリズム管理・ガイド免許制度に関するヒアリング

日時：2026年2月11日 15時～17時

場所：西表カヌークラブばいしいず

出席者：

- 西表カヌークラブばいしいず：近澤 清 氏、近澤 佐恵子 氏
- 恩納村役場：東恩納 大 氏、萩本 隆志 氏
- バーチャデザイン：片瀬 泰介、積田 慧加

1. 西表島におけるガイド・予約運用の現状

- **カレンダーによる予約管理**：空き状況を確認し、予約が埋まっていれば受付不可。冬場でも祝日などは宿が満室になるほど需要がある。
- **ツアーの傾向**：ピナイサーラの滝は「一日ツアー」と「半日ツアー」があるが、滝つぼへ行く半日ツアーが圧倒的に多い（8:2の割合）。
- **日帰り客の増加**：石垣島に宿泊し、上原港経由で日帰り参加する客が多い。シャワーなどの施設提供も重要。
- **冬場の特徴**：冬は上原航路が欠航しやすいため、団体客は大原港へ集中する。個人客は少なく、団体はバスツアーが主流。
- **集客ルート**：自社 HP からの直接予約は常連や紹介に限られ、現在は「アクティビティジャパン」「じゃらん」などの**予約サイト（OTA）経由がメイン**となっている。

2. 複雑化するライセンスと条例の課題

- **ガイド団体の構成**：日本セーフティーパドリング協会（JSPA）などの全国組織と、警察主導で事故を機に設立された沖縄カヤック協会（OKC）などが混在。
- **竹富町観光案内人条例**：* 竹富町への登録事業者は約120社と考えられる。
 - 登録だけでなく、特定フィールド（ピナイサーラ等）に入るには**試験合格と専用免許**が必要。
 - 事業者ごとに「立ち入る場所」を事前申請し、登録外の場所へは急に行けない細かな運用。
- **実効性の疑問**：* 免許を持たずにグレーゾーン（汽水域の解釈を利用）で営業する事業者が存在する。
 - 監視（巡回）が駐車場付近に留まっており、フィールド内部での無資格営業やルール違反を防ぎきれていない。
 - 「真面目にやっている事業者だけが厳しく縛られ、逃げ道を通る者が得をする」という不公平感。

3. 安全管理とガイドの技量

- **免許制度の形骸化への懸念**：現行の試験はテキストの暗記が主で、実技や安全管理の判断力を問う内容が不十分。「受からせるための試験」になっている。
- **催行判断の難しさ**：* 「迷ったら安全をとる」という勇気が不可欠。

- 経験の浅いガイドが独立し、自社の安全基準（運行規定）を持たずに雰囲気
で催行を判断することが事故に繋がっている。
- 「過去のヒヤリハットを『大丈夫だった』という成功体験にすり替えてしま
う」ことの危険性。
- **外国客への対応:** 言葉が通じないことによる安全確保の困難さを理由に、通訳なし
の外国人客を断るなど、リスク管理を徹底している（一部事業者は受け入れている
が、放置等のトラブルも散見される）。

4. 業界構造と参入障壁の問題

- **大手資本とフリーランスの台頭:*** ネット広告やOTAの普及により、店舗や固定費
を持たないフリーランスが容易に集客・参入できる。
 - 一方で、固定費を抱える老舗店舗が価格競争や集客数で苦境に立たされる逆
転現象。
 - 「集客のために人気の行き先を掲載しながら、当日に天候を理由に別の場所
（安価・容易なルート）へ振り替える」確信犯的な営業手法（おとり広告的）
への批判。
- **海外事例との比較:** ニュージーランドやオーストラリアのような国家資格化、ある
いは事業者数や送客数の厳格なキャップ制（公的な管理）の必要性を議論。

5. 入域予約システムの運用負荷

課題項目	内容
事務手続 きの増大	全ゲストの氏名を事業者が代行入力。入力ミスが許されず、非常に手間。
通信環境	フィールド内は電波が弱く、承認画面の確認や変更操作が困難。
キャンセ ル対応	手数料（500円）が事前決済のため、天候不良や客都合のキャンセル時に返金 処理が極めて複雑。西表島行きの船が全便欠航以外のキャンセル理由では返金 不可。
枠の確保	予約枠を押さえるために早めに申請したいが、返金不可のリスクがあるため、 ギリギリまで待たざるを得ないジレンマ。

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

第3回検討委員会 議事録

日時：2026/2/19 14:00～16:00

場所：オンライン

発言者	内容
事務局	<p>～開会・挨拶～</p> <p>定刻になりましたので、恩納村エコツーリズム推進協議会 第3回検討委員会を進めさせていただきます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。第2回検討委員会の振り返りとして、事務局の方で説明いたします。片瀬さん、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>皆さんこんにちは。第3回検討委員会となります。まず、事務局の方から資料が間際まで差し替え等がありましてお手数をおかけしました。大変失礼いたしました。では私の方から次第に沿いまして、前回の振り返りにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。画面共有の方をさせていただきます。今、映っておりますでしょうか。</p> <p>～第2回検討委員会の振り返り～</p> <p>(資料2) 説明</p>
事務局	<p>以上が前回の振り返りとなっております。ちょっとすみません。本日、大島委員長が不在・欠席のため、副委員長の名城の方で議事を進めさせていただきますと思います。それでは、名城副委員長の方でお進め、よろしくお願いいたします。</p>
名城副委員長	<p>はい。皆さんこんにちは。恩納村観光協会の名城です。今日は委員長の大島先生が欠席ということで、私の方で議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは今、振り返り終わってしまったんですが、第2回の検討委員会の振り返りについて、何かご質問・ご意見等があれば、よろしくお願いいたします。恩納村漁協さん、今回からの参加だと思うので、何かご不明な点とかないでしょうか。</p>
恩納村漁協 (町田氏)	<p>資料のメールが10分前にしか来ていないので、まだすべてを精査していないので、ちょっと質問のしようが今のところないという感じで</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	す。
名城副委員長	<p>はい、ありがとうございます。じゃあ引き続き、よろしく願いいたします。じゃあ他の委員の皆様、ご質問・ご意見なければ、次の議題に進めますが、よろしいでしょうか。はい、じゃあそれでは次の議題、先進地の視察報告について、事務局よりよろしく願いいたします。</p> <p>～先進地視察報告～</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。それでは引き続き事務局の方から、資料3「西表島の視察報告」の方に移りたいと思います。本日より、第3回からご参加という形になっております、金城さんはじめ漁協の皆様につきましては、事前のレクチャーがタイミングが合わなくてできていない状況もありますので、ご不明な点もあるかと思いますが、また終了後にも別途、個別の説明をさせていただくということで伺っておりますので、何かご不明な点等あれば、そちらの方でも合わせてご確認をいただければと思います。</p> <p>(資料3) 説明</p>
名城副委員長	<p>はい、ありがとうございました。今の先進地の視察報告について、ご質問・ご意見等があればお願いします。見ただけじゃ分かりづらいと思うんですが、こういったことを参考にして恩納村も自然の保全と観光管理が適切にできるようにルール作りをしましょうという会議ですので、そこら辺も踏まえてご意見いただければと思います。どなたかご意見ございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>あと今回ですね、恩納村役場の東恩納さんも一緒に視察・ヒアリングの方行ってきたので、東恩納さんの方からも何か補足とかあればご意見いただけますでしょうか。</p>
事務局 (恩納村役場・東恩納氏)	<p>はい、東恩納です。その前に金城さんが手を挙げていたので、金城委員のご意見からお伺いいただければと思います。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

金城修委員	<p>細かく説明していただいてありがとうございます。いろんなフィールドで人数制限されているといったところがありました。実際に遵守されているという状況なのか、それとも入り口じゃないところから入ってきて、人数制限守られていない状況も見られるのか、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。実際にはですね、西表財団という中間組織とそれから事業者の皆様にもヒアリングをしてきたんですけども、まさに今金城委員からご質問があったようにですね、一部、例えば外国人の方等がこの仕組みを知らずに、勝手に入ってきてしまうこともあるそうです。最近ほとんど見られないそうなんですけれども、一部免許も持っていないような悪質なガイド事業者などが、勝手に入ってきて、ガイドングをしていたりということも以前はあったそうです。この仕組み自体は去年の3月からスタートして、もうすぐ1年になるというところなんです。現在はそういった無免許の事業者というのはほぼほとんど見られなくなっているようですが、一般の方がフィールドエントリーを知らずに、勝手に入ってきてしまうということは今でも結構見られるというところでした。</p>
金城修委員	<p>ありがとうございます。あと1点、この総量規制することによって、事業者さんから見ると、収益を生み出す機会も減ることになると思うんですが、そこら辺事業者さんから何かそういったご意見とはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。事業者さんによってももちろん考え方が違う部分っていうのはあろうかとは思いますが、今回視察・ヒアリングをさせていただいた事業者さんや、古くから西表島でガイドングをされている事業者さんからすると、そういった反発等は特にありません。またこの総量規制の数についても、ほとんどこれを埋めてしまう日というのは、実際にはあまりないとのこと。ピナイサーラの滝というところが、かなり人気のエリアは、以前はピークの時は1日390人とか400人とかっていう数が入っていたんですけど、現在はシステム上で見ると、この200人という枠が埋まる日というのはほぼないということで伺っています。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>もう一つ、冒頭でお話ししたように、無秩序に自然フィールドを使ってしまうモラルの低い事業者が増えすぎたことがやはり一番懸念材料としてあるので、西表島の島民の皆様や古くからガイドされている皆様からは、この規制や立ち入り制限というものについては、ほぼほぼ反発はありません。ただ一部、非常にたくさんのガイドを抱えている大手の事業者さんが1日数百人レベルでゲストさんを様々なフィールドにご案内をしています。ここには書いていないんですが、特定自然資源エリア等については、1事業者が1日に案内をしていい人数というのが各エリアごとに定められていて、ピナイサーラの滝は1事業者あたり1日14名までとなっています。そうすると、その大手の事業者さんは1日100人200人というゲストさんを元々連れて行っていたので、ビジネスとしてかなり損害が出てしまったということもあって、かなり強い反発を持たれているということでした。</p>
名城副委員長	<p>はい、ありがとうございます。はい。じゃあ真栄田区長、お願いします。</p>
安富祖委員	<p>今違反者とか、そういったルールを破る人はいないということなんですけど、仮にいた場合に、その違反者に対して何か対応できる力を持つルールか何か、厳密に言えば罰則みたいなのが存在するんでしょうか。それによって、こういうことしたらこちらに理がないということで判断されて、撤退していくんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。罰則規定それぞれあります。まず特定自然観光資源、エコツーリズム法の方の罰則規定と、それから条例の方の罰則規定というのが2つあります。まずエコツーリズム法でいきますと、制限区域ですね。場所の管理になりますが、事前の申請や許可なく立ち入り制限区域に入った場合、そこで最初に行政の方の立ち退き、出て行ってくださいねという注意があるんですが、それに従わない場合は30万円以下の罰金という内容になります。</p> <p>条例の方につきましてはいわゆる無免許ですね。無免許で自然ガイド等の行為を行った場合は5万円以下の罰金と、それから免許の停止や取り消しといった行政指導というものになってくる。両方、科せられる場合もあるということですね。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

名城副委員長	安富祖さん、よろしいでしょうか。先ほど内原さん、手挙げられてませんでしたか。大丈夫でしょうか、内原さん。
内原委員	はい。マリンレジャー協会、内原です。ちょっと質問重複するかもしれないんですけども、この竹富町で事業をされているすべての事業者さんが登録されているのでしょうか。
事務局	はい。そうですね。竹富町で自然ガイドという事業をする場合は、観光案内人条例に定められた免許の取得っていうのが全員に義務付けられています。なので、ガイド事業を行うもの、会社、個人両方、この免許の取得が必ず義務付けられているので、制限区域外であっても、この免許がない方は自然ガイドの業務はできませんという形になります。
内原委員	はい、ありがとうございます。先ほどもおっしゃられたように、一事業者がピナイサーラだったら1日14名とかっていう話だったじゃないですか。それに対しての事業者からのそのネガティブな意見とかっていう要望とかっていうのはないんですか。
事務局	はい。まさにその大手事業者さんからは、総量規制、1日あたり200人というキャップをつけるのは全然いいんですけど、一社あたり14人というのは、やはり多くのお客様を迎えている事業者にとっては非常に不利な条件になってしまうので、公平性に欠くんじゃないかということで改善の要望が上がってるんですが、竹富町としては一切それを受け付けておらず、今でも少し問題は続いているというところで
内原委員	はい、ありがとうございます。最後にもう1つ。竹富町の方で総量規制とかすべてされて、DX化もされているということなんですけども、それに関しては、すべて町の中で行われているということなんですかね。町でシステムを作られて、それを各事業者に対してのこういう取り決めに遵守するようになっていく話になっているのでしょうか。
事務局	はい。おっしゃる通りです。竹富町が、企画運営をして予算組みをし

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

内原委員	で行っているというところです。
名城副委員長	はい、ありがとうございます。
事務局	すみません。私から1点いいですか。竹富町がシステム管理はやっていると思うんですが、運用に対しては何か委託とかはされていないんでしょうか。先ほど何か西表財団がという話あったので。
名城副委員長	実際に、竹富町の自然観光課というところが所管部署なんですけどエコツーリズムの検討と同時に一般財団法人西表財団という組織の設立準備会というのを設立をし、ここが実際の様々なフィールドであるとか、先ほどご説明をしたフィールドエントリーシステムの運用であるとか、事業者さんの立ち入りの事前申請の受付と承認手続きを行ったりとか、研修を行ったりとか、それからフィールドの巡視を行ったりとかっていう、実務業務のすべては竹富町からの委託を受けて、すべて担って行っている。で、また協議会のエコツーリズム協議会の事務局の推進補佐であるとか、そういったところも行っているという組織になります。
山口委員	はい、ありがとうございます。他になければ次進んでもよろしいでしょうか。また後ほどご意見あればまた言っていただければと思います。次の議題3のアンケート調査の報告について、中間報告について、よろしく願いいたします。
	～アンケート調査（中間報告）～ (資料5) 説明
山口委員	沖縄総合事務局観光課の山口です。少し教えていただきたいです。マリン事業者のアンケート調査結果のクエスチョン3(4ページ目)です。ここで赤い帯が長くなっている、つまり「一人社長で従業員がいません」という回答が一番多いという結果でした。
	そのうえで、8ページ目のクエスチョン7では「ダイビングのメニューが多い」という結果になっています。この状況を踏まえてお伺いしたいのですが、例えば私が一人でダイビング事業を運営していて、お

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>客さんを連れて真栄田岬へ行こうとします。ただ、私自身は船を持っていません。そうすると、船を持っている方に「すみません、真栄田岬までお願いします」とお願いして、船に船長さんを残して、こちらは海に入って潜る、というパターンが多いのでしょうか。</p> <p>それとも、私自身がマリン事業をやりながら船も持っていて、お客さんを連れて行って真栄田岬で一緒に潜る、つまり船の上には誰もいなくなってしまう、というようなパターンなののでしょうか。</p> <p>真栄田岬を使っている事業者さんでは、どちらのタイプが多いか、何か分かりそうでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。まず私の方から回答させていただきます。</p> <p>恩納村では、原則として漁業者さんが船を出していらっしゃいます。そこに「乗り合い」という形で、各ダイビング事業者が船に乗り込みます。そして実際に海に入っている間は、その船を所有されている船長さんが船で待機している、という運用が原則として行われています。</p>
山口委員	<p>そうすると、条例にするのかルール化するのか分かりませんが、ルールを作る時に、その漁船の船長さんたちにはルールの網がかからない、ということになりますかね。</p>
事務局	<p>はい、そうですね。今後どういうルールにしていくかはまだ決まっていないので、現時点で断定的にお答えはできません。</p> <p>ただ、例えば先ほどご紹介した西表の場合ですと、事業者の種別に限らず、「そのフィールドへの立ち入り」という観点で制限がされています。種別としては「観光利用」に限られますが、エコツーリズムでの立ち入り制限はそういう考え方です。</p> <p>また、上位法がある場合、例えば海の場合だと漁業法などがあると思いますが、その場合にはそちらは適用除外、という整理になります。つまり、漁師さんが漁業を行う場合には適用されない、という考え方が基本になると思います。</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

山口委員	<p>西表の場合は、川下から川上にカヌーでガイドの方が引率していくパターンですが、こちらは船を持っている方が間に入る形になるので、ルール作りがなかなか悩ましい点もあるかなと思い、伺いました。すみません、ありがとうございます。</p>
名城副委員長	<p>はい、ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。安富祖委員が手を挙げられていますね。</p>
安富祖委員	<p>アンケート後半のQ&Aで「環境協力金」という言葉が出てきていました。目的として「ゴミ対策」や「サンゴの保全」といった記載もありました。</p> <p>一方で、先行している恩納村の取り組みの中に「観光税・宿泊税」があったと思います。これはホテルの宿泊事業者から徴収する形、という理解で、少しうろ覚えですが聞いています。</p> <p>この環境協力金と観光税が、将来的に「ごっちゃん」になるような部分がないか、そこが気になりました。環境協力金はサンゴの保全やゴミ対策とされていましたが、観光税もゴミや海の環境、自然保護に使われる、という話を聞いたことがあります。分野は少し違うかもしれませんが、観光税・宿泊税の方が先行していくと思うので、将来的に環境協力金もこのルールの中に組み込むとしたら、整合性を取らないと「二重取り」というイメージにもなりかねないと思いました。</p> <p>今後どういうふうになっていくのか、その辺りの意見を伺いたいです。</p>
恩納村役場 (城野氏)	<p>はい。商工観光課の上野です。宿泊税は、あくまでも宿泊したお客様からいただき、その観光客に還元できるような仕組みを考えています。</p> <p>一方で今回の協力金は、宿泊するかどうか分からない方も含めて、そのフィールドに入る人たちからいただく形です。したがって、お金の性格・目的が違う目的で徴収する形になろうかと考えています。</p>
安富祖委員	<p>それは私も理解しています。宿泊する方が必ずしも海を利用するわけではないですし、環境協力金は海を利用する方の受益者負担、という</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

<p>名城副委員長</p>	<p>点は分かります。 ただ、徴収する対象が別でも、徴収したお金の使途が一緒になる部分が出てくる可能性はないでしょうか。観光税も海岸沿いや道路のゴミ対策、自然保護にも使われると聞いたことがあります。今回の環境協力金もサンゴの保全や海岸のゴミ処理など、海に関する使途が想定されます。</p> <p>アンケートでも「使途の透明性をはっきりさせてほしい」という意見がありましたので、この環境協力金はこれに使う、という線引きを明確にした方が、「二重取り」というイメージも持たれなくて済むのではないかと思いました。以上です。</p>
<p>町田委員</p>	<p>ありがとうございます。使途を明確に区別できるかどうか、というご指摘でした。役場の方、何かご意見ございますでしょうか。漁協さん、手を挙げられていますね。</p> <p>恩納村漁業協同組合で監事をやっております町田と申します。今回から初めて参加しておりますので、分からない部分があり、確認させてください。</p> <p>まず一つ目ですが、八重山の竹富町を比較対象としてモデルにしているというお話がありました。ただ、恩納村、特に真栄田岬付近についてはコースが一辺倒で、分散させることができない状況です。その中で人数制限が本当に可能なのか、という点が疑問です。</p> <p>もう一つは、先ほど「階段エントリー」と「ポートエントリー」があるとの説明がありましたが、実際には第三のエントリーがあります。それは、恩納村外からのジェットスキー等による入域です。また、それに付随してカヤックもあります。ルネッサンス側からカヤックで来る人たちの制限をどうするのか、という問題もあります。</p> <p>エコツーリズムでどれだけ村の条例を整備したとしても、村外から来る船に対してどういう処罰ができるのかが一番の問題だと思います。制限をかけても、例えば宜野湾などから船を出して来ることは実際に可能です。それをどうするのか。その点まで考慮されているのかが見</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>えてこないのです、お伺いしたいです。</p> <p>また現状として、昨年夏にもあった事例ですが、ジェットスキーのツアーで来るケースがあります。お客さんを降ろした後、どこで泳ぐかはお客さん次第になります。個人ボートでも同様で、「洞窟へ行ってください」とエリアを指定しても、別の場所に人がいるとそちらへついて行ってしまいうケースもあります。そうした一般客まで含めて制限・処罰の対象にできるのかという現実的な問題があります。</p> <p>陸からのビーチエントリーは階段側で止められますが、海から来る場合は誰が止めるのか、誰が監視するのか。この点に疑問があります。</p> <p>最後に、住民への影響です。漁師も同様ですが、現在その漁場は黙認状態で、漁をしていない代わりに観光で船を出している方もいます。漁場を放棄したわけではなく、やろうと思えば漁はできますが、今はやっていない状況です。将来的に「網を入れてはいけない」「サンゴ保全のためだ」と言われると困る可能性もあります。そういった点も考慮したうえでルールを作っていただきたいと思います。</p> <p>事務局</p> <p>はい、ありがとうございます。エコツーリズム推進法では、その点が明確に規定されています。漁業法が上位に位置づけられており、漁業に関しては適用除外となります。</p> <p>また、立ち入り制限は「観光利用」に限られます。制限区域に無断で立ち入った場合や禁止行為を行った場合、行政職員が注意し、退去や中止を求めることができます。それに従わない場合は罰則規定が適用され、30万円以下の罰金となります。これは法律に基づく刑事罰であり、悪質な場合は警察対応となります。</p> <p>町田委員</p> <p>では、地域住民や漁民については締め付けはないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>はい。漁協関係者は法律上、適用除外です。地域住民については、この協議会の中でどう扱うかを検討していくことになります。</p> <p>※漁業においては適用除外となるが、漁業関係者であっても観光利用</p>
--	--

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>の場合は適用の対象となる 環境省の山崎さん何か私の方でちょっと認識が違っているよとか、補足とかがもしあれば付け加えていただきたいんですが、いかがでしょうか。</p>
山崎委員	<p>環境省沖縄自然環境事務所の山崎と申します。一般的にその漁業関係の行為については適用除外にしたいと思いますし、この竹富町の場合でも漁業の行為とか漁業だけではなくて確か教育目的ですとか、地元住民の方の習慣的な利用とかも除外しております。おそらく今後ルールを作る時に地域の中で除外、排除すべきじゃない行為についてはその制度を作る時に、確実に除けるようにしていったらいいのかなというふうには思います。おそらく今後の運用とか制度の構築の中で排除していくべきところなのかなと思います。あと私今日、近くのホテル、他のホテルさんから利用しているというのが全然知らなかったのも、漁協さんのそのご指摘も重要なポイントなのかなというふうに思いました。以上です。</p>
名城副委員長	<p>どういうふうに住み分けしていくかっていうのは今後の課題だと思いますので、また引き続き検討よろしくお願ひします。またアンケートに関してはご意見ございませぬか。また後ほどご意見あればまた言っていただければと思います。最後、次年度の取り組み内容についてご説明お願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">～次年度の取り組み内容について～ (資料6) 説明</p>
名城副委員長	<p>はい、ありがとうございます。すいませんちょっとお時間過ぎておりますが、何かご意見あればよろしくお願ひいたします。</p>
喜久山委員	<p>恩納村企画課喜久山です。この検討委員会で、決定したことを専門部会で検証していくってということなんですか。それとも専門部会で制度設計をして、検討委員会に諮るってところでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。その運用のところにつきましてはまだこれから詰めていく形にはなりますが。大枠といたしましては、この全体構想の策定に沿って</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

	<p>ですね、どういう検討内容でどういう方針で進めていくかといったところを、ある程度検討委員会の中で合意形成を図りながら、これを専門部会に落として、専門部会ではより実務的なルールやその詳細な設計を行うというような関係で進めていけたらと考えております。</p>
喜久山委員	<p>はい、わかりました。もう一点、西表の方の推進体制の中でワーキンググループがありますが、このワーキンググループも、恩納村でも作る予定はあるんですか。</p>
事務局	<p>はい。ワーキンググループという名前にしていくのか、機能をどういうふうにしたせるのかといったところはちょっとまだ分からないんですが、先ほどちょっとシンポジウムというような形でお見せをさせていただきましたけれども、事業者さんたちが今参加する場というのがあまりないということがあります。そういった勉強会ですとかワークショップというような形で、多くの事業者さんにも参加いただけるような場づくりをしていけたらなと考えております。この西表の場合は多くの事業者さんが参加するワーキンググループというのをエリアごとに組織して、この中で細かいルール作りとかそういったところにも参加をしていただいってという形でやっているんですけど、なかなか恩納村さんの場合、村外の事業者さんの数が多かったりですとか。こういった呼びかけをしてもなかなかこう集まっただけがないというようなところもありますので、なかなかこう話し合いの場として組織していくのが現状では難しい部分があります。</p> <p>一旦はこの検討委員会と専門部会といったところを中心に、場合によってはワーキンググループといったところも組織しながら検討を進めていけたらいいのかなというふうに考えております。</p>
喜久山委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
名城副委員長	<p>金城委員、よろしくお願いします。</p>
金城修委員	<p>はい。シンポジウムの開催なんですけど、年1回だけでは、多くの方に知れ渡らないのかなと感じてまして。できれば、村のホームページや、月ごとの広報誌など、そういったので出せる情報を出していくっ</p>

[ここに入力]

恩納村エコツーリズム推進協議会

事務局	ていうのを、しっかり取り組んでほしいなと思いますのでよろしくお願ひします。
名城副委員長	はい。ありがとうございます。ちなみにですね、今、このすいません。今検討委員会の各資料と議事録については恩納村のホームページの方で、エコツーリズム推進協議会のページがありまして。その中ですべて公開はさせていただいております。ただ、なかなか広報がされていないので、ちょっと皆さんあまりご覧になっていないというところはあるかもしれません。
事務局	その他ご意見ございませんでしょうか。ちょっとお時間も過ぎておりますが。なければ時間が過ぎてますので事務局の方にお返ししたいんですがよろしいですか。事務局の方にお返しいたします。皆さん今日はありがとうございました。
事務局	はい。事務局です。それでは恩納村エコツーリズム推進協議会 第3回検討委員会を終了いたします。お疲れ様でした。